

# 明・清史書の朝鮮「曲筆」と 朝鮮による「弁証」

李 成珪

朴 永哲 訳

## 目 次

1. はじめに
2. 問題の史書、問題の記事
3. 問題提起の時点とその性格
  - (一) 刊行年度との時差
  - (二) 史書輸入の情況
  - (三) 政治的背景
4. 朝鮮政府の対策
  - (一) 弁証外交
  - (二) 国内禁圧
5. 結びに

## 1. はじめに

中国の歴代の「正史」をはじめとする様々な形式の文献は、朝鮮の歴史を比較的幅広く記録してきた。これは韓致齋(1765-1814)が540余種の中国の書籍から朝鮮と関係のある資料を抜き出して、不充分ながらも、檀君以来の歴史をおおむね包括した史書、『海東繹史』を編纂したことから十分わかると思われる。いわゆる「四夷」に関する中国側の記録は、その華夷論的偏見を除けば、おおむね信

憑性の高いものと評価されているが、特にそれにあたる「四夷」側の記録が残っていない場合、事実上その真偽を検証する道はないというのが実情である。しかし、『三国史記』や『高麗史』の編纂以後は事情が異なり、中国側の記録が矛盾したり不正確なところも多いというのは、すでに常識である<sup>1</sup>。自国の歴史が他国人によって歪曲されたり不正確に書かれるのを喜ばしく思う人はいないだろう。しかし、それが現実的な利害と関係のない場合、自ら考訂するに止まるのが普通で、それ以上の積極的な措置、たとえば抗議、あるいはその修正を求める熱意までをも見せる人々は極めて稀であろう。したがって明代に編纂された『元史』(高麗関係の記事が少なくなかった)に対する朝鮮の無反応は、ある意味では当然のことであったかも知れない。

しかし、現実的利害と絡んでいて、それに単なる誤謬でなく、その体制の基本理念と直結している記事が「曲筆」と判断された場合、問題は簡単には済まないだろう。数年前、東アジアの国々をしばらく騒然とさせた日本の教科書問題も、結局、それが単なる日本自身の「曲筆」から韓国・中国等の体制の理念に関係のある「曲筆」になったからであるが、このように自国に不利な「曲筆」の是正を他国に求める国際慣例は、すでに朝鮮と明・清の間では長い伝統を持っていた。勿論、その是正は「歴史的眞実」を名分として要求される。しかし、その「歴史的眞実」は、結局要求する側の利益に寄与するに決まっている。従って「曲筆」の主体が現実への影響力の強い者であればあるほど、その是正の要求も熾烈になってくるが、それをめぐる外交の具体的な有り様を通じ、我々は逆に双方の具体的な利害と相互関係を確認することができる。しかし、是正への要求は「曲筆」の発見を前提としているから、ここで問題の文献を入手した時点と経路という問題が必然的に結び付けられるのであり、これは取りも直さず文化受容の性格と形式を理解する上での重要な端緒を提供する。私が自分に不利な「曲筆」の修正を要求する朝鮮王朝の執拗な外交に関心を持つようになったのは、そのためである。

---

<sup>1</sup>李圭景『五洲衍文長箋散稿』巻18、「中原人記東史不可盡信辨證説」も短いながらこの問題についてよく指摘している。

高麗が自分に不利な宋・元側の記録に如何に対応したのかについて確認できる資料は、今のところないに等しい。それに比べ、同じ問題に対する朝鮮の対応を伝える資料は比較的豊富である。朝鮮がその問題に初めてぶつかったのは太祖3年(1394)、海嶽山川に告する明使の祝文の中に、太祖の李成桂が高麗末の附元派の臣である李仁任の息子と明記されたところを発見した直後からである。いうまでもなく朝鮮は直ちに稷明の上奏をした。しかし、太宗3年(1403)、明に使臣として行ってきた趙温が、明朝の開国精神と創業の基本方針、及び官制・服務規律等を規定した『皇明祖訓』(1395年公布)<sup>2</sup>にもまた同じ誤謬があったのを報告すると、朝鮮は直ちに稷明の使臣を派遣して、その是正を一応約束してもらった。しかし、中宗13年(1518)、赴明使の李繼孟は、明朝の基本法典で、正徳4年(1509)に編纂された『大明会典』を入手して、その巻96朝貢1に次のように『祖訓』の本文がそのまま載せられていたことを報告した。

朝鮮國即高麗 其李仁人<sup>3</sup>及子李成桂今名旦者 自洪武六年至  
洪武二十八年 首尾凡弑王氏四王 姑待之

つまり、李仁任・李成桂父子は恭愍王以下恭讓王に至る高麗王4人を弑逆し続けたすえ、結局王位を篡奪したといっているが、いうまでもなく、李成桂と李仁任とは父子関係でもないし、恭愍王の弑逆と李成桂は無関係だから、上の記事に明らかな誤謬があることは異論の余地がない。しかし、これは朝鮮にとっては単なる誤記ではなく、少なくとも次のような重大な意味を持っていた。つまり、(1)李成桂もまた附元派であり、従って中華王朝の明でなく胡族の元を奉じた。(2)朝鮮王室は自分の祖先も明確にしていない不孝を犯している。(3)朝鮮の建国は累代にわたる反逆の結果であるので、臣下に忠を求める正統性もなくなる。

華夷論に即した「朝貢秩序」のなかで、忠と孝を体制の基本理念としていた朝鮮王朝にとって、これより大きな致命傷はないといっても過言ではない。それに、これが「天子」の国である明朝の基本

<sup>2</sup>中村榮孝「十五、六世紀の東アジアと日本」(『日鮮関係史の研究』中、東京、1969) pp.57-61参照。

<sup>3</sup>李仁任の誤記。以下も同じである。

法典の中に示唆されていることは、到底放置できない重大事であったに違いない。その後、宣祖21年(1588,万曆16年)、朝鮮の要求した是正内容が収録された万曆改修本『大明会典』(万曆15年)一帙を明が下賜するまで、10余回の「弁誣使」を派遣するなど、朝鮮の繰り広げた執拗な外交こそ<sup>4</sup>この問題の深刻さをよく語っているが、ソウル大図書館所蔵の正徳4年本『大明会典』(5130の35)の中で、上記の記事が収録された部分(巻96、p.8b、後半5行)が切り取られているのも、当時のこの問題に対する朝鮮の雰囲気をも端的に表わす物証であろう。

とにかく、改修本『大明会典』巻105朝貢1では、問題の記事に対する朝鮮の修正要求にごく簡単に触れながら、(1)李自春の息子李成桂は李仁任と同族ではなく、(2)恭愍王は洪倫等に弑逆されたこと、(3)当時の当権者である李仁任が辛旽の子の禍を建てた後、李成桂に遼東攻撃を命じたが、成桂が違命・回軍するや、禍王がみずから息子の昌に伝位したこと、(4)しかし、国人が昌を廃黜すると、恭愍王の妃が定昌君瑤を建て、禍と昌を殺し、李仁任を逐出したが、(5)瑤がまた無道であったので、国人が李成桂を「署国事」に推戴して、明太祖に上奏した結果、成桂が明皇帝の命、国王に冊命されたし、瑤も殺されていないことを明記した<sup>5</sup>。『大明会典』の修正を得るた

---

<sup>4</sup>韓俊謙撰『柳川劄記』(『大東野乘』巻71所収)もその顛末を簡潔によく伝えているが、より詳しくは末松保和「麗末鮮初に於ける對明關係」、第12章「宗系弁誣の發端」(『京城帝國大學文學會論纂』第10輯、史學論叢第2、1941)参照。

<sup>5</sup>「先時永樂元年 其國王具奏 世系不係李仁人之後 以辯明祖訓所載弑逆事 詔許改正 正徳嘉靖中 屢以爲請 皆賜勅獎諭焉 萬曆三年 使臣復申前請 詔付史館編輯 今録于後 李成桂系出本國全州 遠祖翰仕新羅 爲司空 六代孫統休入高麗 十三代孫安社 生行里 行里生椿 椿生自春 是爲成桂之父 李仁人者京山府吏長庚裔也 是王氏恭愍王顯無子 養寵臣辛旽子禍爲子 恭愍王爲嬖臣洪倫等所弑 李仁人當國誅倫等立禍 禍嗣爲十六年 遣將入犯遼東 成桂爲副將 在遣中 至鴨綠江 與諸將合謀回兵 禍懼 傳位于其子昌 時恭愍妃安氏以國人黜昌 立王氏孫定昌君瑤 誅禍昌 逐仁人 已而瑤妄殺戮 國人不附 共推成桂署國事 表聞 高皇帝命爲國王 遂更名旦 贈瑤別邸終其身。」

め、200年近く朝鮮があればほど腐心したことを現代の読者は理解し難いかも知れない。しかし、この原本を一日も早く入手するため、朝鮮の使臣が跪いて涙を流しながら懇請したし<sup>6</sup>、修正本をついに手にした朝鮮が、「父母も君王も弁えない禽獸・夷狄の国が、人倫の行われる礼儀の国」に生まれ変わったかのように感激したということは<sup>7</sup>、当時の朝鮮の支配層がこの問題の解決こそ王朝存立のための名分の確保だと考えていたことをあらためて実感させる。そして当時の朝鮮政府は少なくともこの問題はここで結着をつけたと信じていた。

しかし、明代には宋代とは違って史書の私撰禁令が別になかっただけに、自然と史書の私撰が盛んに行われた。『明史』芸文志に収録されている官修、あるいは私撰の明史のうち、万暦21年以前に完成されたものだけでも224種に達したという<sup>8</sup>。時期的に見て、それらの史書が朝鮮建国の問題を扱う場合、万暦15年に改修された『大明会典』の修正内容よりは、総じて正徳本の内容を踏襲する可能性も高いし、また万暦15年の『大明会典』も問題の『祖訓』の記事は

<sup>6</sup>『宣祖實録』卷22、21年5月甲申條 「上以皇朝會典將成 命(俞)泓力請齋來 泓前進禮部 呈文陳乞 禮部以爲未經御覽 難於先賜 泓率一行人泣血跪請之 尚書沈鯉感其誠 即具題本 奏請順付 蒙天子準可 特賜本國付卷」。一方、『明神宗實録』卷195、萬暦16年2月丙寅條の次の記事も改修『大明會典』の下賜が明の特別な配慮であったことを強調している。「朝鮮使臣俞泓請給皇朝新纂會典 以終俞命 時泓以齋捧至 值會典初成 而先此 朝鮮有昭雪國疑一事 許焉改正 載在會典 故君臣懇求以慰其父祖之靈也 詔許之。」

<sup>7</sup>同上「命館閣詞臣和進 仍備忘曰 萬暦戊子春……夫俞泓之是行也 間關萬里 殫盡一心 手捧綸音 親擎寶典 變禽獸之域 爲禮義之邦 是吾東方再造 箕疇復敍之日也。」 同己丑條「傳曰 人之所以人者 以其有倫紀也 子而不得父其父 臣而不得君其君 自開闢以來 盤古帝王 以至九夷八蠻 未至有此變乎 禽獸雖蠢 尚有所生之父 古今天下 安有無父之物乎 箕封數千里之地 陷爲夷狄禽獸無父無君之窟者 于今二百年 仰俯天地 無以自立 食息酬酢 宛一蟲豸 其至冤深痛 窮天極海 不可筆舌形容之 何幸 今日三綱得正 倫紀乃敍 是猶變蛇虺之形 而化爲人。」

<sup>8</sup>李小林「明萬暦年間的撰修“國史”活動」(『南開學報』哲社版、1991-6)参照。

そのまま残して、上述した内容をその末尾に付け加えたため、それが朝鮮の一方的な要請を許諾したに過ぎないという印象を与える可能性があったのも事実である。従って、明代の史書のなかに、200年にわたる朝鮮の努力を事実上水泡に帰させた記事が頻繁に登場してくるのはごく自然なことであり、それが清代にも受け継がれ朝鮮を苦しめ続けた。その他にも仁祖反正、日本との関係、老少論の葛藤等と関聯した中国史書の「曲筆」も、朝鮮の君臣が決して見過ごせない問題であった。敘述の便宜のため、まず『大明会典』の改修以後、いつ、いかなる史書のいかなる記事が問題になったのかについて、簡略に整理しておきたい。

## 2. 問題の史書、問題の記事

(A) 『大明会典』の改修によって、一応開国以来の宿願を果たした朝鮮が、再び中国史書の「曲筆」に巻き込まれはじめたのは、光海君6年(1614)以後であった。すなわち、当時千秋使として燕京に赴いた許筠が、中国の書籍を幅広く蒐集した際に<sup>9</sup>、一連の明史関係の書籍の中に朝鮮にする「耐えがたい」記事が見当たり、その内容を帰国の前に状啓で報告したのである<sup>10</sup>。光海君7年10月、明に送った上奏文によると、当時問題になった書籍と内容は、次のようである。

(1)故刑部尚書鄭曉(1449-1566)撰『吾学篇』四夷考

「東北朝鮮高麗 其李仁人及子成桂今名且者 自洪武六年至二十八年 首尾凡弑四王 故待之」「国王李仁人劫囚禍 而立其子昌 是年仁人子成桂廢昌 而立定昌国院王瑤 二十五

<sup>9</sup>許筠『閑靜錄』(成均館大學校大東文化研究院発行『許筠全集』所収)の凡例「甲寅乙卯兩年 因事再赴帝都 斥家貨購得書籍 幾四千餘卷」は兩年にわたる書籍の大挙購入を伝えているが、『光海君日記』(太白山本)卷91、7年6月庚辰條「傳曰 上年千秋使許筠 非但多買書冊 至於辨認事多盤見聞馳啓……」は6年の赴燕時に、許が書籍を大量に購入したことを立証する。

<sup>10</sup>『光海君日記』(太白山本)卷83、6年10月丁亥・乙丑條。同卷87、7年2月辛巳・丙戌條。同卷94、7年閏8月壬子條参照。

年 囚瑤及夷於其私第 自主国事<sup>11</sup>」

(2)故工部尚書雷礼(1505-1581)編『皇明大政記』

「高麗人幽其主 又廢其主昌」「高麗成桂幽其主瑤而自立」

(3-1)原任按察僉事王圻(嘉靖44年進士)撰『續文獻通考』四夷考

「李仁人劫囚禍 而立其子昌 是年仁人子成桂<sup>12</sup>廢昌 而立瑤 主国事」

(3-2)「おそらく成桂は仁人の息子ではないようであるが、仁人と同じ党として(ともに)先後して王氏の4王を弑逆した。(蓋成桂非仁人子 乃仁人党也 首尾凡弑王氏四王)」

(3-3)「按ずるに釜山地方は日本の対馬島とわずか一日の距離にある。伝えるところによれば、昔は日本に属したが、大海で隔絶されて朝鮮に棄てたという。先に日本が毎年侵略して朝鮮の穀食万斛を借りたが、朝鮮側が人を派遣して(その返還を)要求した。これに日本が釜山地にいい及ぶと、朝鮮の使臣はこのように対応した。すなわち「我が鴨緑江以北に朝鮮地があったが、三面が江で隔たり、(すでに)大唐(中国)の所有になって久しい。もし汝がこの地を回復するのに我らを助けてくれれば、釜山も帰すことができる」日本人はなるほど考えた。当時朝鮮の君臣は詩酒に耽って少しも留意していなかったが、万暦辛卯年(1591)日本の関白平秀吉が將軍を派遣した。小西行長と加藤清正が兵隊を率いて朝鮮に到着し、ソウルに至る前に朝鮮王の暎(宣祖)は逃げ、一国が廢墟と化したのである。……ああ！朝鮮の破滅はそもそも彼ら自ら招いたのであり……(按釜山地方去日本対馬島 僅一日程 相伝旧属日本

<sup>11</sup>前半部は四夷考のはじめに引用された『皇明祖訓』の一部、後半部は同じく朝鮮條の記事であるが、その末尾において嘉靖36年に正徳本『大明會典』朝鮮條の修正を許したことが「暎(明宗)疏乞改大明會典中所載成桂篡逆事從之」と紹介されているのを見ると、鄭曉もまた朝鮮の是正要求を一方的主張と見なしたようである。

<sup>12</sup>「侍講院」印章が押されているソウル大學圖書館所藏の、萬暦癸未(1603)の侍經筵資徳大夫正治上卿都察院掌院事左都御使關西温純の序文が添えられている明版『續文獻通考』卷234、p.5aは、第2行下段2字と第3行上段3字が切り取られているが、これは「仁人子成桂」の5字に違いない。

為大海限隔 棄于朝鮮 先時日本以歲侵 借朝鮮谷万斛 朝鮮令人往索 日本乃以釜山地為言 朝鮮使者曰 我鴨綠江北有朝鮮地 因三道江阻絕 久大唐所有 汝能助我復此地 則釜山亦可也 日本人以為然 朝鮮王昞公及其臣 方娛情詩酒 了不介意 万曆辛卯 日本關白平秀吉果遣將 行長清政領兵至朝鮮 未及京 而王昞遁走 一國為墟……噫 朝鮮殘破固其自取……)」

(4-1)原任按察僉使馮応京(1555-1606)撰『經世實用編』朝鮮條  
「李仁人及子成桂今名旦者 首尾凡弑王氏四王 故待之」

(4-2)同、海防諸説「(朝鮮は?)対馬島を天順年間(1457-1464)に軽々しく妄りに割って、出奔した山城君(幕府將軍)の弟に与え、毎年粟帛を送るのを慣例とした(台馬一島 猥於天順年間 輕割以資山城君出亡之弟 周以粟帛 致為歲例)」  
「朝鮮王李昞が(日本と)和親しようとする心は齒で噛み締めるかのよう  
に懇切なものであった。(李諱結款之請 情涉齟齬)」  
「朝鮮の君業が失敗して侮辱を自招したのである。(鮮之君業 以敗招侮)」

(5)原任吏部主事饒伸(万曆11年進士)輯『学海』扈言

「朝鮮は箕子の後裔で、臣下が君主を弑逆したのはわずかに淵蓋蘇文と李成桂に見えるだけである。これが唐太宗と高皇帝(明太祖)が彼らを(各各)憎んだ理由である。(朝鮮箕子之遺也以臣弑君 僅見於蓋李 此唐太宗高皇帝所以郡之者)」  
「趙盾と許止が弑逆したと一度春秋が記録するや<sup>13</sup>、後世において如何に弁明しても(その汚名から)脱することができなかった。どうしてその孝子・慈孫がそれを改書できないことだけにとどまろうか? 李氏の後孫もその祖先の雪冤を試みようとしているが、難しいだろう。(趙盾許止之弑 春秋一書 後世千言

<sup>13</sup>実は彼らは君主を自ら弑逆したのではなかった。趙盾の場合、靈公の弑逆を阻止できなかった上に、弑逆者を討伐もしなかったので、史官が彼が弑逆したと記録しただけのことであり(『左傳』宣公2年)、許止(許の世子)の場合は、彼が差し上げた湯薬を飲んで許君が死んだので、弑逆したと記録された(同、昭公19年)。



莫贖也 豈特孝子慈孫不能改哉 而李氏之後 欲為先世雪冤難矣)」「はじめに李成桂が即位したとき、高皇帝(洪武帝)はたとえこれを不問に附したとはいえ、心ではその篡逆を憎んでいた。伝える人が、また成桂を李仁人の息子だとした。(始李成桂立 高皇帝雖置不問 然心郡其篡 而伝者復成桂仁人子)」

(6)故刑部尚書王世貞(1526-1590)撰『弇山堂別集』史乘考誤

「王顥(恭愍王)の弑逆は李仁人の仕業であった。しかし、禍と昌及び瑤を廃し、その国を篡奪したのはまさしく成桂であった。後世の人がたとえ成桂が仁人の息子ではないといったとしても前史を考えると、実は彼らは一味であった。当時(越南の)黎氏は君主を弑逆したので、その朝貢が拒否され、永楽年間にはいよいよ軍隊を動員してその父子をともに捕えたのである。(そうしてみると)(同じ)叛臣といえども、幸と不幸があるようである。(王顥之弑 固由李仁人而王禍及昌瑤之廢 与篡国実成桂也 後雖称成桂非仁人子 攷之前史 其其党也 当是時 黎賊之弑君 其朝貢絶見 而永楽中 遂以用兵 父子駢首就執 雖叛逆之臣 亦有幸不幸矣)」

(7)故刑部尚書黄光昇(嘉靖8年進士、1586卒)撰『昭代典則』

「高麗幽其主禍立禍子昌 復廢其主昌 立王瑤 李成桂幽其主瑤 而自立」

(8)故都督僉事万表(1498-1566)撰『灼艾集』

「李仁人及子成桂 凡弑王禍王昌王瑤王奭四王 而自立」

(9)故吏部尚書李默(正徳16年進士、嘉靖年間に獄死)撰『孤樹哀談』

「李仁人及子成桂 凡弑王禍王昌王瑤王奭四主 而自立」

(10)伍袁萃(万暦8年進士、広東海北道副使等を歴任)撰『林居漫録』

許筠に極めて敵対的であった『光海君日記』の編纂者等は<sup>14</sup>、宣祖の失徳と通倭、光海君即位の問題点等が記述されているというこの書は、許筠が偽造して北京の市場に密かに売った後、再び買い入

<sup>14</sup>車溶柱「許筠論再攷」(『亞細亞研究』)15-4、1972)は特にこの点を強調している。

れたかのように主張している<sup>15</sup>。当時許筠の提出した『林居漫録』は刊本ではなく筆写本であったが、書そのものは偽造ではない。しかし、台湾の偉文図書公司から清代禁毀書叢刊第一輯として影印された(1977)『林居漫録』(万曆丁未(1607)の前敍と、同戊申(1608)の後敍がついている)上下両冊には問題の内容がなく、代わりに明末倭寇と壬辰倭乱の記事が散見できるだけである。さらに撰者の敍文の年代からみて、この書に1608年5月以後、明が提起しはじめた光海君即位の瑕疵問題が<sup>16</sup>記されている可能性はほとんどない。従って当時問題になった部分は許筠が偽造して原本に挿入したことがほぼ確実であるが、このような捏造が可能であったのは、やはり『林居漫録』がまだ刊行されずに、きわめて限られた範囲のなかで流通していたためであろう。

#### (11)劉仲達『劉氏鴻書』

光海君と閔馨男・許筠との話<sup>17</sup>からみて、この書は当時入手されずに、問題の内容だけを許筠が伝えたようであるが、『光海君日記』

---

<sup>15</sup>『光海君日記』(太白山本)卷83、6年10月己丑條、政院啓の下の細注 「許筠以無行見廢 雖附爾瞻得通清望 其黨多沮之 不得大用 恒鬱鬱不得志 遂爲節使 又與胥吏玄應昊偕行 應昊姦巧多才 筠蓄爲死客 遂與潛謀 膺作中朝人伍員萃 林居漫録一冊 其中言宣祖失德及交通倭奴等事 與丁應泰所認略同 又言光海傳授不明 其辭極巧慘 然不能鉅板以草本粥之於燕市 而隨即質出 人皆知其僞矣」 同卷94、7年閏8月壬子條、末尾の細注 「筠所買書籍 間有所自作 又有林居漫録一卷草本 言嗣位不正……蓋筠之隸屬玄應昊多才 能漢語 出入市井 換質如漢人 故能以膺書混其中 漢人莫能下」

<sup>16</sup>李肯翊編『燃黎室記述』卷19、廢主光海君故事本末、「奏請明朝」参照。当時、明が提起した瑕疵は「長子」臨海君の存在であるが、その際、奏請使李好閔が、臨海君は嫡長子でなく、単に庶王子の一人であるだけであると主張できず、「長子が喪中であつたので退讓した」と「失對」したため、問題がさらに複雑になった。1608年6月、明は查察使を派遣して、臨海君を面質したこともあつたが、翌年行われた臨海君の処刑はこのような複雑な問題を除くための措置であつたのだろう。

<sup>17</sup>『光海君日記』(太白山本)卷94、7年閏8月壬子條 「王引見冬至使兼陳奏使閔馨男副使許筠于宣政殿 王曰……劉氏鴻書 何鴻字何書字耶 其書期於必得 如不可得 林居漫録覓來可也」

にもその内容に関する言及はなく、私もまたここに朝鮮関係の記事があるということを伝え聞いているだけで<sup>18</sup>、その書を手に入して問題の記事を直接確認するには至らなかった。ただ、光海君がこの書を必ず買取ることを仰せ付け、もしできなかつたら『林居漫録』を買取ってもよいとしたのを見る(註17参照)と、『林居漫録』とほぼ同じ内容が載っていると報告されたようである。

(B)中国においては明清が交替、朝鮮においては仁祖反正が起るといふ混乱期にしばらく内燃していた朝鮮の不満は、顯宗14年(1673)2月、『皇明通紀』・『十六朝広記』・『兩朝從信録』等が仁祖反正について曲筆したという朝廷での論議をきっかけに<sup>19</sup>あらわになった。そして似ている内容が記されていたとされた『皇明通紀集要』<sup>20</sup>・『皇明紀略』<sup>21</sup>等も、英祖15年(1739)、新纂された『明史』朝鮮列伝の頒給(後述)によってこの問題が一段落するまで、朝鮮の君臣を間歇的に苦しめた。この問題が出てくるや、顯宗は類似書籍の蒐集を命じたが<sup>22</sup>、当時はこれに関係のある撰者不明の同名異書が非常

<sup>18</sup>『奎章閣總目』類史類によると、この本は天文・地理・歳時・世系・三教・五倫・人事・官職・文事・身體・宮室・飲食・衣帛・診寶・器用・音樂・方術・花木・鳥獸・鱗介・昆蟲・録異・紀彪の24に分類されている類書であるが、張存武「有關韓國的中國史料之考察」(『金俊燁教授華甲紀念中國學論叢・史學』,1983)に収録されているのを見れば、朝鮮関係の記事もわりと多いようである。

<sup>19</sup>『顯宗實録』卷21、14年2月辛亥條 「福昌君楨福善君柎福平君柎等上疏曰 臣等近按皇明通紀 十六朝廣記 兩朝從信録等書 於仁祖大王癸亥反正事 傳記爽實 受誣罔極 臣等掩卷痛哭 未嘗不悲憤欲死也……伏願以臣等之章 下詢廟堂 不勝萬幸」

<sup>20</sup>『顯宗改修實録』卷26、14年3月癸酉條 「(金)壽恒曰 得見皇明通紀輯要 其所記者 頗與前日所見諸書有異 其中有前王自絶於天 昭敬王之孫聰明仁孝 宜爲嗣君 故有此請之語矣」

<sup>21</sup>『肅宗實録』卷5、2年正月庚戌條 「予觀皇明紀略 以不忍聞不認見之說 勒書於史冊……」

<sup>22</sup>『顯宗改修實録』卷26、14年3月癸酉條 「上曰 此必我國奏文之中語也 如此等書冊 玉堂其廣問搜聚 以爲參考之地」

に多く<sup>23</sup>、同書異名も少なくなかったために、上記の問題の史書等を正確に確認することは難しかった。しかし、英祖2年当時、撰者不明とされていた『十六朝記』のなかに「日々武芸を練磨して、智謀と勇猛が卓越すると噂された仁祖が、光海君の左右で力を振るい、やがて継祖母の王大妃と密約し、宮室の火災を口実に、軍隊を率いて宮に入り、光海君を捕えて火に投げ殺したが、彼は日本の婿でもある」という内容があったことから<sup>24</sup>、おおよそこの書の正体や仁祖に関する「曲筆」の系譜が推測できる。

「十六朝」は「16皇帝の朝代」との意味であることが明確であるだけに、『十六朝記』は第1代太祖(洪武帝)から第16代穆宗(天啓帝)までの歴史を記した、従って少なくとも第17代崇禎帝以後に著述されたものに違いない。しかし、私は『十六朝記』という書を実際に確認することができなかった。そこで代りにこれと関連して言及された『皇明通紀』・『皇明紀略』・『従信録』を調べた結果、まず奎章閣所蔵の6巻3冊本『皇明紀略』と(註23参照)国立中央図書館所の『皇明通紀』(一山古2150-23)が16朝を含める史書であることが確認できた。しかし、前者には問題の記事がない。一方、陳建輯著・孫広原訂・馬晉允増定の後者も第1巻1冊だけの零本にすぎなかった。ので、問題記事の有無は直接に確認することはできなかった。しかし、この書が朝鮮刊行本であるだけでなく、表紙の裏面に「康熙三

---

<sup>23</sup>英祖47年、英祖の命によって急ぎ編纂された『皇明通紀輯要』(後述)の序文で、英祖自ら書いた「小識」でも、中國本の序文を引用して「同名而異者十餘種」と指摘しているが、後述するように、ここで言及されている『皇明通紀』は陳建撰の『皇明通紀』ではなく、また明初から天啓7年までの明史を記した奎章閣所蔵、6巻、3冊の『皇明紀略』(奎2873、5267、古952.02-H989、刊年・編者未詳)には仁祖に関する問題の記事がないことから見て、『皇明紀略』もまた同名異書であるに違いない。

<sup>24</sup>『英祖實録』巻9、2年2月辛未條の清に是正を求める上奏文の中の「所謂十六朝記 不知撰次者何人 而乃遽躡張僞訛 綴拾怨讒 一則曰 倂(仁祖)走馬試劍 謀勇著聞 常在廢君左右用事 二則曰 密約繼祖母王大妃以救火爲名 領兵入宮 甚至謂縛廢君 投之烈焰 噫 此豈人理之所有者乎 復有登萊巡撫袁可立督糧侍郎畢自嚴諸人之疏 至以倭壻等語恣加醜詆……」。

十八年閏七月初九日 内賜戸曹參議尚夏 皇明通紀一件 命除謝恩行都承旨 臣 宋 [花押]」<sup>25</sup>という筆写があることから見て、問題の記事があった可能性はきわめて低い。

一方、『従信録』の場合、陳建輯・沈国元訂の『皇明従信録』、または『皇明通紀従信録』<sup>26</sup>と沈国元述『兩朝従信録』を確認できたが、1627年に刊行された前者は万曆48年神宗朝まで記した一方<sup>27</sup>、万曆48年8月以後の光宗・毅宗兩朝を扱った後者は、少なくとも1630年以後に刊行されたのだろう<sup>28</sup>。しかし、この『兩朝従信録』巻18、天啓3年5月條「朝鮮王李暉 為其侄李綜所篡」の細注 按語には、先に紹介した『十六朝記』の問題記事、すなわち、仁祖の「篡奪陰謀」と「蛮行」ぶりがより具体的に述べられていただけでなく<sup>29</sup>、そのすぐ後には仁祖反正を「倭媾仁祖が倭の勢力を引き入れ、反倭

<sup>25</sup>興味深いのはこの文句のなかの「康熙」が墨で消されていることであるが、公式的には清の年号を用いながらも、意図的に崇禎の年号を使い続けた朝鮮士大夫の姿が生き生きと見てとれる。

<sup>26</sup>書名は「皇明従信録」であり、板心にもこの5字が板刻されていたが、巻頭目次が「皇明通紀従信録卷目」となっているのを見ると、完全な書名は『皇明通紀従信録』であったと思われる。

<sup>27</sup>『皇明従信録』には「萬曆庚申秋日」の沈国元の序がついているが(但し、國史編纂委員會所藏本に明記されたこの紀年は、ソウル大學校圖書館所藏本にはない)、『兩朝従信録』詹事府小詹事翰林學士陳懿典の序の「沈先生先有皇明従信録 自洪永至萬曆 稿創于辛酉歲 刻竣于丁未春」を見ると、1621(辛酉)年に完成された稿本が1627(丁未)年に刊行されたことがわかる。

<sup>28</sup>『兩朝従信録』翰林學士陳懿典の序 「……聞今上自信邸入登大寶 録堅志復爲是書……且上下僅七載 而簡帙過于前編 經營止二暮 而淹悉有如舊業」を見ると、だいたい崇禎即位の直後に着手し2年後本書が脱稿したことがわかる。

<sup>29</sup>「按李暉(光海君)原以前王公(宣祖)次子得立 素稱仁柔 李綜其親侄也 走馬劔劒 謀勇著聞 眉豎耳垂 姿表偉異 常在李暉左右用事 掌管筆札之役 入春 因見李暉有嫉 遂起謀逆 先令心腹背信遊說 將平山節度使李貴教練兵馬五百調赴王京防禦 又密約繼祖母王太妃 於三月初九日 在於宮中 舉火爲號 李綜率李貴 指以救火爲名 領兵入宮 綁縛李暉 投烈焰中以死 并其世子宮眷及左右親信之人 具行殺戮 議政府有自盡者」

的な光海君を除去し、北には女真と、南には倭と通謀しようとする  
明らかな叛逆」と規定し討伐を主張した登萊巡撫袁可立の疏と<sup>30</sup>、  
討伐する必要はないが、仁祖反正は「以臣弑君 以侄弑叔」の叛逆  
であるだけにその冊封を保留し、朝鮮を女真討伐の先手に押し立て  
て、「朝鮮人の一大変局を以て女真を滅ぼす大転機としよう」とい  
う督餉侍郎嚴自畢の上疏も<sup>31</sup>収録している。

従って、朝鮮で問題になった『十六朝記』は、沈国元述『兩朝從  
信録』をそのまま編入したか、少なくとも天啓3年5月の朝鮮関連の  
部分は沈国元の書から転載したことが確実であるが、先に指摘した  
ように、同じく沈国元の編纂した万暦までの14朝にわたる『皇明從  
信録』を思い浮かべると、沈国元の編纂した両書を合わせれば、取  
りも直さず「16朝史記」になるので、問題の『十六朝記』は他なら  
ぬ沈国元の編纂した両書の合称と推定して大過ないだろう。特に『皇  
明從信録』の全称が『皇明通紀從信録』であるので(註26参照)、問  
題の『皇明通紀』は他ならぬこの両書の略称である可能性は濃厚で  
ある。ここで我々は仁祖に関する「曲筆」と関連して初めから『皇  
明通紀』・『十六朝紀』・『兩朝從信録』・『從信録』・『十六朝  
記』等が持ち上げられたわけが量り知れよう。ただ、両書にいずれ  
も沈国元の「訂」、あるいは「述」が明記されているだけでなく、  
これをさらに立証する編者の自序とともに他人の序も収録されたに  
もかかわらず、英祖2年当時の朝鮮がその撰者を知らなかったことは

---

<sup>30</sup> 「……不意聖明在上 而敢越志橫行 所當亟爲聲討 以振王綱者也 儻爲  
封疆多事 恐勞師害民 當遣使宣勅布告彼邦 明正其罪 使彼中臣民曉  
然知 君不可易 亂不可長 極討篡逆之罪 復已廢之主 大倫大法 猶  
不致廢……往來員役有語 朝鮮舉國皆欲從權 而獨李輝念昔年禦倭之恩  
望報中國 因罹今日之變 而李綜又係倭夷之壻 廢立之舉 實借倭爲之  
備 如此則 徐可北聯夷南通倭 舟楫帆檣 倭所慣習 載奴以來 海上  
之事 將大有可慮者」

<sup>31</sup> 「惟是君父大倫 炳若日星 亂臣賊子 宜膏斧質 李綜以臣弑君以姪弑  
叔……李綜素稱狡猾……愚見固不必窮治其篡立之罪 使其挺而走險 亦  
不遽與以封爵之榮 使其枉而成玩……俟其輸服請罪 往返再三 而後許  
之 不則 使其進兵剝奴 功積昭著 而後封之……因鮮人一大變 却是  
我滅奴之一大機」

納得できないが、この問題については後述することにする。

(C)仁祖にする「曲筆」問題が『明史』朝鮮列伝の頒給で一段落した後、英祖47年(1771)に行われた朴弼淳の上疏は、中国史書の「曲筆」問題を再燃させた。すなわち、王世貞編纂の『綱鑑會纂』に明史として付け加えられた朱璘撰『明紀輯略』(康熙丙子、1696)に、宣祖の時に結着をつけたはずの「宗系問題」(すなわち、李成桂の父問題)が解決以前のままに記されたというわけである<sup>32</sup>。そもそも王世貞の『綱鑑會纂』は、『資治通鑑』と『通鑑綱目』を合編するかたちで再編成する一方、それらが含んでいない黄帝から周の威烈王までの上古史は宋の劉恕の『通鑑外紀』と宋の金履祥の『通鑑前編』で、五代以後は宋の李燾の『続資治通鑑』と元の陳桎の『通鑑統編』及び商輅の『続資治通鑑綱目』で、各々補充したものであるので、その下限は元である。これは通鑑体と綱目体の長点を生かすとともに、膨大な量のある程度縮約し、直前の王朝までの歴史を集大成した編年体の通史を作ろうとする努力の産物であり、明の顧錫疇の『綱鑑正史約』も、童蒙用のより縮約したかたちではあるが、やはり同じ性格のものである<sup>33</sup>。清代にこれに明史が追加されたのは当然である。明末の鐘惺が訂正した『資治綱鑑正史大全』が陳建輯著の『皇

<sup>32</sup>『英祖實録』卷116、47年5月庚申條 「前持平朴弼淳上疏 略曰 臣於昨日偶復見自燕來綱鑑會纂 繫以明史者 即康熙丙子年間朱璘所撰 而所載我朝事 有濬系罔極之誣……粵在先王朝 累以此申辨於皇明 至有會典昭雪之事 則天下後世宜無此等文字 而今此一書 出於太學士朱璘之手 禮部尚書兼管翰林院僉事張英 爲之序 作爲信史 與草野之書有異……」

<sup>33</sup>『四庫全書總目提要』卷48、史部、編年類存目は『綱鑑正史約』を「時書編年紀載 於歷代故實 粗存梗概 蓋鄉塾課蒙之本」と紹介した後、「按綱鑑正史約之類 坊刻陋本 不足言史……此類至艱」という末尾の按語を通じて、こういった類の史書の盛行とその全體的な性格について評したが、清の乾隆期の名臣陳宏謨が雲南の苗族教化のため編纂した『綱鑑正史約』の増訂本が(『清史稿』卷307、陳宏謨列傳)、朝鮮でその一部分ながらも(漢の高祖時まで)諺解された(藏書閣所藏)ことも、このような性格をよく示している。

明紀要』(後述)を附録としてつけたこと、編者不明の朝鮮刊『綱鑑大成』(国立中央図書館所蔵、古50-114、奎章閣所蔵、古4301-1、盤古から始まる)<sup>34</sup> 鍾惺編定(光宗まで)・王汝南補輯(隆武まで)の『明紀編年』と<sup>35</sup>ともに永曆帝の部分も附録として(鄒漪著述)付け加えて、明史を完全に含んだこと、康熙年間の呉承權輯『綱鑑易知録』(1711年序)と乾隆年間の姚培謙・張景星編『通鑑綱目攬要』(1761年序)がいずれも明史まで記述したことがその例である。従って王世貞の『綱鑑會纂』に明史が追加された編輯も充分可能である。残念ながら、私は朱璘撰『明紀輯略』が附録として追加された『綱鑑會纂』の具体的な例を確認できなかった。私が参照した『定本王鳳洲鑑綱會纂』(光緒壬寅冬十月山西書業徳石印本)の明代部分には乾隆御撰『資治通鑑綱目三編』が付いている。しかし、『明紀輯略』の正体は明らかであるし、問題の内容も簡単である。

しかし、この書の販売・所持者の調査過程から『明紀輯略』の問題記事が他ならぬ陳建の『皇明通紀』から出たことが知られ、問題は再び拡大された<sup>36</sup>。陳建の『皇明通紀』は、そもそも彼が初めて

---

<sup>34</sup>『奎章閣圖書韓國本綜合目録』は傳陶活字本のこの書を、朝鮮の姜沆(1567-1618)の編と表記している。しかし、書の内容からその根拠を確認することもできないし、彼の死後である明末、永曆帝(1647-1661)の歴史が入っているのを見ると、姜沆と無関係であることは明らかである。あるいは彼が『資治通鑑綱目』と『少微通鑑節要』とを合編して編纂した『綱鑑會要』と混同したのかも知れない。

<sup>35</sup>鍾惺の原書が刊行された年代は明らかではないが、その叙述の範囲から見て崇禎年間と推定されるが、王汝南の補輯本は順治庚子(1660)の次のような序をつけている。「惟鐘竟陵編年爲簡要獨惜其僅及憲廟而至……每欲續成全書……今幸邱録未盡亡 野求漸出 而懷宗十七年之鴻猷大烈慮若日星 因取以卒業 又得鄒漪明季遺聞載弘光隆武事甚詳 復擇其確有可據言又雅循者 詮次之……」

<sup>36</sup>『英祖實録』卷116、47年5月丁卯條の奏文 「……璘之是書 蓋有所從來 明人陳建所撰皇明通紀 亦有小邦宗系罔測之言 而其書起洪武而至正德 想是嘉靖年間所編 而小邦得見 乃在明朝昭哲之後 伊時小邦之人 咸謂會典之誣既正 則若此說者 將歸於自起而自滅 故不復以辨明爲事 今朱璘書見之 概是綴拾於通紀 則又安知此後必無瓊璘 而爲之說者乎 此臣所以必欲拔本而塞源 并舉而仰請者也」



撰述・刊行した『皇明啓運録』(太祖)の旧版刻をそのまま生かしながら、後にまた著述した『皇明通紀』(永樂—正徳)をも合わせて、嘉靖34年(1555)に後者の書名で、前者を前編、後者を後編として刊行したものである<sup>37</sup>、英祖47年5月に「弁証」の上奏が指摘した通り、嘉靖年間(1522-1566)に刊行されたことは間違いない。しかし、英祖47年の上奏文は『皇明通紀』の朝鮮への流入を万暦15年(1588)の『大明会典』改修以後と主張していた。しかし、明宗17年(1562)、朝鮮の君臣が『皇明通紀』を参照したことは確かであり<sup>38</sup>、宣祖2年(1569)、朝鮮の君臣らがその撰者の陳建についてあまり知らなかったにせよ、『皇明通紀』の全般的な性格と長短を議論し、その印行可否を論議したことは明らかである<sup>39</sup>。これは単にその輸入時期が20余年以上

37『新刊皇明歷朝資治通紀』皇明通紀序 「臣建往既爲皇明啓運録……我朝洪武開國四十餘年之事 無非所謂創業垂統也 啓運一録備矣 繼自永樂下迨正徳 凡八朝一百二十四年之事……則今通紀具焉……啓運録舊已粹完 難于再編改刻 然二之又不是 故今併冠以通紀之名 而版刻姑仍舊合前後共爲一書云……嘉靖歲在乙卯仲夏之吉 東莞清瀾居士 臣陳建拜手稽首謹書」しかし、前篇の目録の前の「新刊皇明歷朝資治通紀前編卷目」とその末尾の「資治通紀前編卷目」版心の「皇明通紀書目」・「皇明通紀凡例」・「皇明資治通紀」などの表現からこの書の全称は『皇明歷朝資治通紀』であり、『皇明通紀』・『皇明資治通紀』・『資治通紀』などはその略称であろう。

38『明宗實録』卷28、17年丙午條 「禮曹啓曰 當初聖節使書契内 中朝永樂大典 今方設局纂修 宗系之事 慮或在於其中 故因大臣之意 稟遣奏請使矣 及今考見皇明通紀 則永樂大典之纂修 只載書契以來 經史子集百家之書 至於天文地志陰陽醫卜僧道技藝等言 隨音韻記事 以倣廣韻之書而已 但し、『永樂大典』は永樂元年(1403)勅令により着手され、同5年(1407)11月に完成されたにもかかわらず、1562年に「方今設局纂修」云云したのは、上記啓文の中の「當初」があるいは1403年でないと到底納得するわけには行かないが、とにかく、1562年に朝鮮の君臣が1407年に完成された『永樂大典』の性格を『皇明通紀』を通じて確認していたことも衝撃的である。

39『宣祖實録』卷3、2年壬午條 尹根壽の啓 「……近來印出者 又有皇明通紀……皇明通紀多有好語 一代之事 人無不知 至於印頒 則似乎未安 以史見之 取捨在我 則亦非大害也 然其是非去就之間 或多誤謬之處 陳建之爲人不可知也 而大概成敗利鈍皆歸之天 而禮樂刑政 無

遡及されるだけの問題ではなく、少なくとも嘉靖年間に刊行された陳建の『皇明通紀』には、朝鮮の君臣をあれほど苦しめた宗系曲筆がなかったことを示唆する。また1592年に成渾が鄭宗溟に書き送った書簡に明記された読書の順序の中に『皇明通紀』が入っていたことも<sup>40</sup>その中に問題の宗系曲筆があつては理解しがたい。

陳建の『皇明通紀』は隆慶5年(1571)にすでに被禁毀版され、中国においても、現在残っている嘉靖原刻本は北京図書館所蔵の零本(『皇明啓運録』3・8巻、『皇明歴朝資治通紀』1・11、15・29巻、共32巻12冊)一帙にすぎず、翻刻本も天一閣所蔵の零本(前編完整、後篇は1・16、20・29、共30巻10冊)『新刊皇明歴朝資治通紀』と、完本としては北京大学図書館所蔵朝鮮活字本翻刻本『皇明歴朝資治通紀』一帙だけであるという<sup>41</sup>。しかし、韓国にも撰者が「越浜逸史清瀾釣叟 臣 陳建輯著」と表記された『新刊皇明歴朝資治通紀』の前編、つまり『皇明啓運録』の完本が<sup>42</sup>国立中央図書館に所蔵されているし、奎章閣もまた「粵浜逸史清瀾釣叟 臣 陳建輯著」の『新刻皇明資治通紀』<sup>43</sup>2・6の5冊を所蔵していた。そこで、私は問題の

---

所用其道 至以太宗之革除 與凡勝敗之迹 并歸之於天 此亦不正也」

<sup>40</sup>成渾『牛溪集』巻5「與鄭士朝書」 「小學 大學 大學或問 論語 孟子 中庸 中庸或問 近思録 朱子書節要 心經 詩 書 易 春秋 禮記 二程全書 朱子大全 伊洛淵源録 延平問答 理學通論 通鑑綱目 續綱目 皇明通紀」 金恒洙「16世紀士林の性理學理解—書籍の刊行・編纂を中心に」(『韓國史論』7、1981)p.169 参照。

<sup>41</sup>錢茂偉「陳建及其『皇明啓運録』初探」(『寧波師院學報』(社科版)、1992-1) 参照。

<sup>42</sup>刊行年度が不明であるこの書は10行18字の朝鮮活字本で、おなじ10行18字である北京大學圖書館所蔵朝鮮活字翻刻本の原本である可能性が高いが、確証できる資料はない。

<sup>43</sup>『奎章閣圖書中國本綜合目錄』はこれを「清版」として整理しているが、確実な根拠はないようである。組版は12行25字で、天一閣所蔵『新刊皇明歴朝資治通紀』と一致するが、これとは異なり前・後篇の区分もなく、版心上段には「皇明資治通紀」、その中央には干支と巻数(たとえば「戊寅卷之四」)があるのが特徴である。ともかく、太祖期の内容が『皇明啓運録』と完全に一致しているのを見ると、原刻本、あるいはその「新刊」を「新刻」したことは明らかである。

記事が出る筈の洪武年間を確認してみたが、予想通り、その記事はなかったし、たとえ鐘惺の訂正を経て、書名も変わり、内容も大きく改変されたとしても、その底本は『皇明啓運録』に違いない。陳建輯著『皇明紀要』(前述した『資治綱鑑正史大全』の附)にもまた問題の記事はない。従って、英祖47年に朱璘の『明紀輯略』と関連して、陳建『皇明通紀』(嘉靖本)が問題になるはずのないものにもかかわらず問題になったのは、何かの誤解と忘却から生まれたことに違いない。

しかし、この誤解は天啓年間まで叙述されたという陳建『皇明通紀』の存在から<sup>44</sup>始まったようである。陳建の生卒年(1497-1567)を考慮に入れると、彼の著書に嘉靖年間(1521-1566)以後の出来事が入ることはできないので、これは誰かが彼の著書に自らを明かさずに後の部分を付け加えたのに違いない。のみならず、陳建の『皇明通紀』に繋がるいくつかの史書は、ただ嘉靖以後の歴史だけを追加するに止まらず、陳建の原本にも添削を加えて「陳建輯・某(編者)訂」の形式をよく取ったりした<sup>45</sup>。嘉靖以後乾隆6年までを補った屠衡・卜世昌校訂『明紀述遺』は<sup>46</sup>それでも書名を変えているため、誤解の余地はない。しかし、先に紹介した陳建輯著・孫広原訂・馬晉允増定『皇明通紀』の正徳以前の部分は、原本と相当な差異があるし、わけても陳建輯・沈國元訂『皇明(通紀)從信録』<sup>47</sup>は原本の添削を明

<sup>44</sup>沈鏗『松泉筆譚』巻1では、中國史書のうち編年体の一つとして「陳建 皇明通紀 止天啓丁卯」を紹介している。

<sup>45</sup>陳建輯・孫廣原訂・馬晉允増定『皇明通紀』 皇明通紀凡例 「皇明通紀坊刻有十數種 起洪武至正徳 大約多宗陳東莞」はこういった類の史書の盛行を示している。

<sup>46</sup>『四庫全書總目提要』巻48、史部、編年存目、「明通紀述遺 十二巻」「舊本一卷二巻四巻五巻八巻九巻十巻十二巻 皆題繡水卜世昌校訂 三巻六巻七巻十一巻 皆題繡水屠衡喬訂……其書補東莞陳建明通紀之遺 起元至正十一年 終明隆慶六年」

<sup>47</sup>しかし、巻28から巻33の隆慶6年まではただ「沈國元 訂」とし、巻35の萬曆以後は「沈國元 述」と表記することによって、嘉靖・隆慶年間の底本は陳建と無関係であり、萬曆以後は自ら直接撰述したことを明らかにしている。一方、沈國元の撰した「從信録總例」の中の「通紀創於東莞陳

らかにしているが<sup>48</sup>、この巻9、己巳洪武22年12月條で私は次のような記事を見つけた。つまり、「高麗相李仁人 因禍而立其子昌為王遣使姜伯淮來貢 尋仁人子成桂廢昌 而立定昌国院君王瑤主国事」というものである。この程度の内容なら明代の史書にはよく見られるということは(上記(A)に紹介した書を参照されたい)一般的に知られた事柄であったし、一度は必読の目録にも入って、朝廷においてもその印行までが議論されたことのある陳建の原本(嘉靖本)を記憶する人なら、これが陳建と無関係であることはよくわかったと思われる。

しかし、当時洪啓禧が「正徳年間に3人がそれぞれ著述した通紀」について言及した<sup>49</sup>以外には、誰一人としてこれを指摘した者はなかった。のみならず、朱璘の底本になったという『皇明通紀』の正体は(B)で検討した『十六朝記』の一部ではないのか？ ここで英祖2年当時の朝鮮では『十六朝記』の撰者を知らなかったことを再び思い浮かべると、朝鮮の入手した『十六朝記』は、陳建の『皇明通紀』(正徳まで9朝)を沈国元が改変し繋げた『皇明從信録』(天啓まで14朝)と、沈国元の撰述した『兩朝從信録』の合称であった事実が明確

---

建 自洪永迄弘正 續紀補嘉隆兩朝」は嘉・隆年間の底本を「續紀」と言及しているが、董其昌の『皇明通紀續編』は天啓以後が含まれているだけに、これは『明紀述遺』である可能性が高い。

<sup>48</sup>『皇明從信録』「從信録總例」 「……通紀……覽者以其編年敘事 文順義明遂推爲本朝典故權輿 然名賢輩出 博洽代興 憲章 吾學 大政續編 典則 統宗 紀聞 彙編 史料之類 當聖明不諱之朝 百家紛紛競勝 于是取通紀衷之 刪蕪納新 削荒引實 參覈之詳 編摩之確 允稱精簡」

<sup>49</sup>『英祖實録』卷116、47年6月乙亥條 「上曰 今則璿系辨認事 輯略之外 又有通紀矣 (洪)啓禧曰 通紀 三人各著 書成在正徳年間」 まず史臣の錯誤でなければ、洪の発言は無学としかいいようがない。しかし、もし天啓まで叙述された『皇明通紀』が、まず嘉靖年間に正徳まで編纂された後、第二の人物が隆慶までを繋げ、また第三の人物が天啓までを付け加えて完成されたものということ、史臣がこのように記録し間違えたことと、史学で有名であったといわれた洪は、この書の性格を正確に知っていることになる。

にはなっていない体裁であり(編者と序文が削除されたことによって)、その後、これが再び陳建『皇明通紀』に名を変えたためであろうと推測されるが、これは清初に沈の『皇明從信録』と『兩朝從信録』とがいずれも禁書であった事情と無関係ではなからう。

(D)上で述べてきた史書が主に王室の問題であったとすれば、純祖21年(1821)5月、行護軍尹命烈の提起した『皇朝文献通考』は臣下に関する問題であった。すなわち、金昌集・李頤命・李健命・趙泰采など、景宗元年(辛丑、1721)・2年(壬寅、1722)に世弟の冊封と代理聴政をめぐる老少論の政争で逐出・処刑されたいわゆる「老論四大臣」が、「逆謀」として処刑されたと記録されているのは「間違いである」ということであるが<sup>50</sup>、問題の記事は『皇朝文献通考』巻294、四裔2、朝鮮2にある次の文章に違いない。つまり、

「雍正元年(1723)正月、昀(景宗)は上表して、その弟の昡(英祖)の世弟冊封の恩恵に感謝した。これより前、朝鮮の領議政金昌集・中樞李頤命・左議政李健命・判中樞趙泰采らは逆謀事件が発覚し、処刑されたが、昀は上疏して報告した(雍正元年正月昀表謝封其弟昡(英祖)爲世弟恩 先是朝鮮領議政金昌集 中樞李頤命 左議政李健命 判中樞趙泰采等 逆謀事發 伏誅 昀疏以聞)」

景宗初、世弟冊封に一応成功した老論勢が景宗の病を口実にして世弟の代理聴政を画策したが、少論の反撃に遭い、「四大臣」が処刑された。当時その罪名は確かに「逆謀」であり、上の記述はこの「逆謀事件」に関する朝鮮国王の公式の報告文によるものであった。従って、これは少なくとも一方的な「曲筆」ではなかった。しかし、英祖の即位とともに(1724)「四大臣」は逆臣から忠臣に変わり、そ

<sup>50</sup>『純祖實録』巻23、21年5月丁巳條 「行護軍尹命烈 疏略曰 臣伏見燕京書籍之東來 名以通考 歷敘外國 而至書我朝景廟時事 以故相臣忠獻公金昌集 忠文公李頤命 忠愍公李健命 忠翼公趙泰采 直加汚名 誣蔑罔極 嗚呼 辛壬之禍 尚忍言哉 尚非四大臣精忠大節 貫宇撐宙 併死竭力 贊成建儲之大策 則三宗血脈 將不知保托之所 而四百年宗社 何得有今日乎……四臣之死 由於建儲之請 英廟之作 有於四臣之死 今以建儲之請 指以爲逆 則畢竟凶誣之及 將及於何地乎……明四臣之爲忠 乃所以辨英廟之受誣者也」

の後、英祖の蕩平策により、少論の復権と登用が再開されるや、老・少論勢力の消長によって彼らに対する評価が覆されるなど、論難が続いたが、結局老論勢の執拗な要求で英祖16年に金昌集と李頤命までも伸冤されることによって(「庚申処分」)、いわゆる「辛壬義理」として知られたこの問題は一段落するかに見えた。

しかし、その後も論難は止まらず<sup>51</sup>、思悼世子もこの問題と関連して老論側の主張に反対したため殺されたというが出てくるほど<sup>52</sup>、これはきわめて複雑で、先鋭的な党争の素材であった。それはともかく、老論の政治的立場からすると、「四大臣忠臣論」は不可欠であっただけに、公的に「忠臣」になった彼らを「逆臣」と表現した上記の記事は修正せねばならない「曲筆」であっただろう。従って上記の記事を問題としたのは老論であったことは改めていうまでもないが、彼らはこれは単に臣下の問題でなく、英祖—正祖—純祖とつながる王位継承の正統性と直結した問題という論理を繰り広げたのである。すなわち、英祖の擁立のために死んだ「四大臣」が「逆臣」であるなら、英祖以下の王らもまた正統性を持つことができないということである<sup>53</sup>。上記の記事が「曲筆」にならざるを得ない理由がここにあるのである。

(E)朝鮮が最後に問題とした史書は鄭元慶の『廿一史約編』で、哲宗14年(1863)正月に、この書にもまた「宗系禪受之訛」があるという知事尹致秀の上疏で、古びたこの問題が再燃したのである<sup>54</sup>。し

---

<sup>51</sup>詳しいことは鄭萬祚「歸鹿 趙顯命研究」(國民大學校韓國學研究所『韓國學論叢』第8輯、1986)参照。

<sup>52</sup>朴光用「正祖年間の時僻黨争論に對する再検討」(ソウル大學校韓國文化研究所『韓國文化』11、1990) p.148 参照。

<sup>53</sup>註50及び『純祖實録』卷23、21年5月丁巳條「領府使李時秀 以爲任寅奏文句語之載印行冊子 萬萬痛宛 若使此等文字 仍以流傳 則不但諸大臣危忠卓節 被誣於後世 實恐兩聖祖授受之盛德大義 無以闡明於天下」

<sup>54</sup>『哲宗實録』卷15、14年正月乙卯條「知事尹致秀上疏 略曰 臣謹稽國系 粵自開國之初 至宣祖朝 始獲準譜 宣示會典刊改之本 於是東方君臣上下二百年 隱痛于心者 一朝始爲伸雪……及至康熙年間熊賜履王

かし、問題の記事は同書、後編、朝鮮条の「洪武二年 王王顯表賀即位 詔封顯為高麗国王 子禍嗣 相李仁人劫囚禍 而立其子昌」に続く「仁人子成桂又廢之」というたった8字にすぎない。この書は『史記』以下『元史』にいたる歴代正史21史を紀伝体の形式を維持しつつ縮約した一種の家塾課本で、『明史』が未だに纂修されていなかった康熙35年(1696)に編纂されたため、明史にあたる部分は『吾学篇』・『明史紀事本末』・『皇明通紀』などを参考にし、みずから撰述して、後編に付け加えたものという<sup>55</sup>。参考書目を見ると、問題の記事が書かれたことも十分に納得できるが、結局、朝鮮開国とともに始まったこの問題が朝鮮朝がほぼ終わろうとしている際に再燃したことは、これに対する朝鮮君臣の強迫観念ともいえる執着を実感させる。

### 3. 問題提起の時点と性格

以上のように前後5回に亘って問題になった史書は全部で16種類であるが、問題の提起は主に燕京使臣、あるいは燕京で購入した史書を読んだ人たちが問題の内容を確認するや即ちに報告するかたちになっているので、その時点で初めて朝鮮学人が当史書を購読したように見える。従って、これが事実ならば中国で刊行された時点と朝鮮で問題が提起された時差は、取りも直さず書籍による中国文化の受容の時差を説明する一つの指標になり得る。しかし、実際に入手された時点と問題提起の時点とが無関係であれば、中国史書の問題提起には単純な「曲筆」の解明よりは、むしろ当時の特殊な政治的状况、あるいは問題提起者の特殊な目的が介在する可能性を排除

---

鴻緒之纂修明史藁 雍正年間張廷玉徐乾學之纂修明史 亦載我國辨奏之文 則會典之誣自歸昭勇……至若野乘鎖錄之散見雜出者 亦不能盡改 故朱璘序史出 而認訛依舊 遂至有馳价辨誣之舉 臣適見近日自北購來書 有所謂廿一史約編者 其言本國條 宗系禪受襲訛 肆認罔有 其極驚心痛骨 如不欲生……」

<sup>55</sup>葛志毅「『廿一史約編』與舊體通史」(『史學集刊』(長春)、1992・1)参照。

できないし、また「曲筆」史書に対する対策もその問題提起の状況と性格により変わるしかなかっただろう。従って、問題が提起されて以降の朝鮮政府の対策を検討する前に、この問題をまず検討せねばならないが、叙述の便をはかるため、まず問題史書の刊行年度と問題提起の年度の間の時差を確認しておこう。

### (一) 刊行年度との時差

まず光海君6年(1614)に問題となった11種の書冊中に、私とその著述、あるいは刊行年代を確認できたのは『吾学篇』(1567)<sup>56</sup>、『弇山堂別集』(1590)<sup>57</sup>、『続文献通考』(1603)<sup>58</sup>、『林居漫録』(1608、稿本、前述参照)にすぎない。

一方、『経世實用編』は編者の卒年(1606)<sup>59</sup>及び壬辰倭乱以後の事情が記されていることを考えると、1606年前後の刊行と推定されるし、1581年に死んだ雷禮の『皇明大政記』と1586年に死んだ光昇の『昭代典則』は、万暦21年(1593)の国史編修を建議した陳于陞の上疏に言及していることから見て<sup>60</sup>、少なくともそれ以前に刊行されたに違いない<sup>61</sup>。また『孤樹叢談』と『灼艾集』は嘉靖乙卯(1555)に刊行された陳建の『皇明通紀』の参考書目に登録されているのを見ると、少なくともそれ以前には刊行されたものだろう。

そうすると、たとえ『学海』と『劉氏鴻書』の刊行年代は推定で

---

<sup>56</sup>隆慶元年(1567)季春吉旦年記の雷禮(『皇明大政記』の撰者)の序参照。

<sup>57</sup>萬曆庚寅(1590)陳文燭の序参照。

<sup>58</sup>王圻撰「續文献通考凡例」の年記は萬曆丙戌(1586)、許維新の序と温純の序の年記はいずれも萬曆癸卯(1603)、従って王が編纂を終えてから17年後に刊行されたと推測される。

<sup>59</sup>以下、明人の生卒年は國立中央圖書館編『明人傳記資料索引』上・下(臺灣、1965)を参考にした。

<sup>60</sup>李小林前掲論文、p.48 参照。

<sup>61</sup> 1602年の郭正域の序のついている雷禮謹集・朱錦謹校・閔師孔謹訂・朱時泰謹閱の『皇明大政記』は、そもそも正徳年間まで記述した雷禮の原本に、嘉靖・隆慶年間を編述した范守己の續紀を合わせたものであるが、この書の巻4、洪武22年の末尾に問題の記事がある。許筠の買ってきた『皇明大政記』も、原本よりはこの増補本である可能性が高い。



きないとしても<sup>62</sup>、上記の史書中、最も遅く問題になったのは『孤樹哀談』と『灼艾集』でその時差は少なくとも60年以上である。また広く知られた『吾学篇』の場合も約50年の時差を見せているが、朝鮮使臣らとの交遊で有名な明末の大文章家王世貞<sup>63</sup>の著述として、中国ではほぼ家ごとに所蔵しているほど大流行したとされる『弇山堂別集』<sup>64</sup>も約25年の時差があり、『昭代典則』は少なくとも20年以上の差が認められる。反対に最も早く問題になったのは、未刊本ではあるが『林居漫録』であり、撰者の自序年度とは6年の差にすぎないし、『経世实用編』はだいたい10年未満と推定される。しかし、『文献通考』を続けた大著述として、乾隆初撰『続文献通考』の底本になった王圻の『続文献通考』も11年の差があり、『皇明大政記』は12年(増補本である場合)の時差を見せている。

一方、顕宗14年(1673)以後、問題になった『十六朝紀』中、直接に関連した『両朝従信録』はだいたい1630年頃に刊行されたと推定すると、その時差は約40年、朱璘の『明紀輯略』が刊行された1696年や陳建の『皇明通紀』(実際には沈国元訂の『皇明従信録』)が刊行された1627年と、これらの書が問題になった英祖47年(1771)との差は各々76年と144年である。純祖21年(1821)に問題になった『皇朝文献通考』は乾隆27年(1762)に完成されたので、その時差は59年である。最後に哲宗14年(1863)に問題となった『廿一史約編』は康熙

<sup>62</sup>『學海』の輯者、饒伸は萬曆11年(1583)の進士、熹宗(天啓、1621-1627)時、魏忠賢の擅權のため辞職して郷里に帰った人であるという。従って、これが彼の生前に刊行されたのは定かであり、光海君6年とそれほど遠くない時期に刊行されたと推測する。ただ残念なことに、『劉氏鴻書』については全く確認の途がない。

<sup>63</sup>沈鏗『松泉筆譚』巻1には、月沙李庭龜が王世貞の家でご馳走され、またともに詩会に参席して失態を犯した逸話に、西洋人が王世貞に頼んだ25字の画竹屏序を崔嵬が代りに作るや、王が西洋人に「此朝鮮人崔嵬者 文章不遜於我」と誉めたに止まらず、それを再び韓石峯に書かせ、西洋人に与えたという逸話などが伝わる。

<sup>64</sup>『光海君日記』(太白山本)巻94、7年閏8月壬子條 「王曰 王世貞所述 何冊耶 許筠曰 弇山集也 王曰 此集中朝盛行耶 閔馨男曰 王世貞文章大家也 家家皆有之」

35年(1696)に編成されたもので、167年もの時差が開いている。

もちろん問題の書籍中には、それ以前に輸入された明らかな証拠があるものもある。つまり、それ以前から『吾学篇』・『昭代典則』などを読んでいて、その中に宗系問題があることを多くの朝鮮の士大夫たちが知っていたと思われる。それらの書が雑史・小説にすぎないので度外視したのであるが、許筠がそれを初めて見つけたかのように問題を起こしたと非難した『光海君日記』の史臣の評<sup>65</sup>、顯宗9年(1668)、壬辰倭乱時に戦死した安弘国の功績が『皇明通紀從信録』と『万曆東征記』に記述されていたことを参考にして、彼に爵秩を追贈したこと<sup>66</sup>、李玄錫(1647-1703)が『明史綱目』を撰述した時、朱璘『明紀輯略』の評語を引用したこと<sup>67</sup>などが、その根拠である。従って、ほとんどの書が問題提起がなされる遙か前に、すでに輸入されていたことは認められるし、特に『明紀輯略』のように、刊行直後に朝鮮の学人の著述に反映されるほど迅速に輸入された例も排除する必要はない。しかし、特別な場合でない限り、問題の史書が議論にならなかったのは、やはり輸入量も少なく、よって読者も多くなかったことを窺わせる。もっとも文字通り「雑史小説」であって、そもそも関心を引きうるものでなかったとすれば、その搬入の早晩を議論する必要すらないかも知れない。しかし、『続文献通考』のような重要な著述や『弇山堂別集』のように有名人士の著述が10年、あるいは20年以上も注目されなかったこと、とりわけ「九通」の一つである『皇朝文献通考』が50年以上も朝鮮にそれほど知

---

<sup>65</sup>『光海君日記』(太白山本)卷83、6年10月己丑條 「又中朝雜史 昭代典則 吾學編等書中 或言國系誣枉是否 自前我國士大夫多見之 皆以爲此間 巷小説耳 非會典通紀比 難於一一下明矣 至是并以其書爲創見而買得 先呈文禮部 陳辨其誣 仍爲馳啓 此其辨誣之大概也」

<sup>66</sup>『顯宗改修實録』卷18、9年正月乙未條 「上命贈忠臣安弘國爵秩 弘國 當壬辰之亂……六月 與賊戰于安骨浦 以一船之卒 破賊數十艘 竟中 丸而死……其忠義大節與李舜臣無間 其事蹟并載於皇明通紀從信録及萬 曆東征記」

<sup>67</sup>『英祖實録』卷116、47年5月己巳條 「命追削故判書李玄錫職 以玄錫所 纂明史綱目 附朱璘評 故有是命」

られていなかったこと<sup>68</sup>は、毎年何回も使行を派遣したこと<sup>69</sup>を思い浮かべると、実に意外としかいいようがない。この問題を理解するためには、まず当時の書籍、わけても史書の輸入の状況について検討する必要がある。

## (二) 史書輸入の情況

開国以来、朝鮮は中国書籍の輸入に非常に熱心であったし、北京琉璃廠の書肆は朝鮮の使行員らが決まって訪れる名所となった<sup>70</sup>。彼らの旺盛なる購書活動は中国でも評判になり<sup>71</sup>、実際に許筠のように膨大な量の書籍を成功裡に購入してきた事例もなくもない。し

<sup>68</sup> 清の碩儒らと活発に交流した阮堂金正喜(1786-1856)の蔵書の中には「九通」がすべて揃っていた(藤塚隣著・藤塚明直編『清朝文化東傳の研究—嘉慶・道光學園と李朝の金阮堂』(東京、1975) 附録II「金阮堂舊藏書目録」参照)。しかし、19世紀の大学者、洪奭周(1774-1842)の『洪氏讀書録』が、直接は目にしていなかったという乾隆勅撰『續通典』・『續文獻通考』・『續通志』を紹介しながらも、『皇朝文獻通考』・『皇朝通典』・『皇朝通志』には全く触れていないのは、「九通」中、最後の3通は19世紀前半でもそれほど紹介されていなかったことを示唆する。

<sup>69</sup> 使行の頻度は時期によって、大きな隔りがあり、多い場合年13回も派遣したこともあったが、1662年以後は2-3回に減った(全海宗「清代韓中朝貢關係考」(前掲『韓中關係史研究』所収、p.71、表2・3・4 参照)。

<sup>70</sup> 1768年の使行に参加した朴思浩の『心田稿』燕行雜記1「冊肆記」は北京の書肆を次のように描いている。「冊肆在正陽門外 非止一處 其畜書之法 設堂數三間 每間四壁 設間架 層層井井 排列積峙 每套付籤 曰某冊 故充棟溢宇 不可計量 而前閣置一卓 卓上置十餘卷冊匣 乃冊名目錄也 人坐椅上 欲買某冊 則一舉手抽給抽挿 甚便易也 閱其目錄 則其大帙有四庫全書 文章大成 冊府元龜 淵鑑類函 佩文韻府 全史 十三經注疏 康熙字典 萬國會通 大藏經等 而其外經史 諸子 百家 醫藥 卜筮 種樹之類 稗官雜記 四大奇書 演義等書 其數亦不億 多有不知既名目者 蓋中國有大小字板 頃刻印出 故文人詞客片詞雙句亦皆刊出成集 書籍日富」

<sup>71</sup> 李裕元『林下筆記』卷17、文獻指掌編7、「石齋筆談」 「姜紹書韻石齋筆談曰 朝鮮國人最好書 凡使臣入貢 限五六十日 或舊典 或新書 或稗官小説 在彼缺者 日出市中 各寫書目 逢人遍問 不惜重直回 故彼國反有異書藏本也」

かし、明は朝鮮の書籍要求にきわめて冷淡であって<sup>72</sup>、原則的には『通鑑綱目』を購入するにも特別許可を必要とするほどであった<sup>73</sup>。中宗時には『大明一統志』の密買発覚をきっかけに公務以外では原則的に出入を禁ずる規定ができて、一時は柴水の搬入すら困難になるほど厳しく適用された<sup>74</sup>。使臣一行はまるで囚人のように統制されて、中国政情の把握が不可能になったのはいうまでもなく<sup>75</sup>、中国文物との接触が遮られ、これによる朝鮮文化の衰亡さえ恐れられた時期もあったようである<sup>76</sup>。

<sup>72</sup> このことについては李存熙「朝鮮前期の對明書冊貿易一輸入面を中心に」（『震檀學報』44、1978）によく指摘されている。

<sup>73</sup> 『通文館志』巻7、人物、「李和宗」 「赴京時(中宗時) 弘文館令購綱目而有禁不敢貿諸書肆 至禮部宴日 公呈文于大堂 仍爲口陳言若懸河而引用不通古今馬牛襟裾之文 大堂聞而贊歎 即題本許貿」

<sup>74</sup> 同上、巻7、人物、「南好正」 「能門下筆立就 更不加點 而辭意備悉……赴京時門禁甚嚴 不通柴水 使臣欲令公撰乞解門禁之文」、「林下筆記」巻18、文獻指掌編8、「留館出入」 「本國使臣到燕 無防禁 嘉靖初譯士金利錫踞坐書肆 要買大明一統志 主客郎中孫存見之 因閉關門禁其出入 嘉靖甲午 中廟命蘇世讓呈文禮部 請遵舊例」 一方『中宗實録』巻46、17年11月庚戌條 「冊封使李恩鈞啓曰 中朝令我國人 毋得如意出入 此必以我國人賣買煩擾 故欲今抑而然耳」 同甲寅條 「……金安老等啓曰 禮部郎中孫存 私求登科録及詩文 非成例之類 何有後弊乎 臣等聞孫存 以此事發怒 待我國人甚薄云……」などを見ると、この措置の背景には朝鮮使行の過大な貿易行爲とともに孫存の私感もあったようである。

<sup>75</sup> 『中宗實録』巻76、28年11月壬寅條 「聖節使南孝義回自京師 上引見曰……經筵視朝 政令之間 無各別之事乎 孝義曰 政令事未之聞見 我國人入館中 副使終日檢舉 日暮時 外門開封之門牌 驍衛六七人守直 使不得出入 政令間事必須私問可知 以是未能知也」

<sup>76</sup> 李裕元『林下筆記』巻17、文獻指掌編7「使臣遊觀出入」 「明宗丁未 因謝恩使宋純呈禮部 聽附近所在 同書狀官及從人二三名遊觀出入 金安國送人赴京序曰 余舊嘗添承上朝時 從行者出入無禁 或賀禮叩款於先覺 或貨訪書籍於市肆 或縱觀皇都文物之盛 以廣其見聞 或薰炙中華道義之風 而以資其學習 蓋知皇朝懷綏之無間 有異他邦 以開近世以來 使于上國者 峻禁出入 若拘囚然與女眞蠻僚撻子無異……若使是令舊行 而不復干舊例 則愚恐東國之士 目昧而耳塗 無復望于薰風 追

このような使臣の会同館への出入統制は清朝でも続き、康熙末年に事実上有名無実になるまで、朝鮮使臣の活動を大きく制約したのみならず、その後も中国官員の悪事の口実になったりもした<sup>77</sup>。特に清朝は明朝の厳しい関禁・海禁政策をさらに継承・強化して搬出禁止の品目を拡大したが<sup>78</sup>、史書と一統志及び地里図も禁輸品に入っていた<sup>79</sup>。そののみならず、清は使行の往復の携帯品も徹底的に調べて、禁輸品の有無を厳しく取締り<sup>80</sup>、『資治通鑑』の押収と関連者の処罰はもちろんのこと(1671)<sup>81</sup>、ひいては「史」でなく「経」

徳霑皇化 而革僻陋也」

<sup>77</sup> 洪大容『湛軒燕記』巻1、「衙門諸官」 「貢使入燕 自皇明時已有門禁 不得擅出遊觀 爲使者呈文以請 或許之 終不能無間也 清主中國以來 弭兵屬耳 恫疑未已 禁之益嚴 至康熙末年 天下已安 爲東房不足憂 禁防少解 然遊觀猶托汲水行 無敢公然出入也 數十年以來 昇平已久 法令漸疎 出入幾無間也 但貢使之子弟從子 每耽於遊觀 多不擇禁地 衙門諸官慮其生事 持其法而操縱之 則爲子弟者 倚父兄之勢 呵叱諸譯 以開出入之路 諸譯內逼子弟之怒 外懼衙門之威 不得已 以公用銀貨 行賂于衙門」

<sup>78</sup> 全海宗「中國と外夷」(前掲『韓中關係史研究』所収) pp.5-7 参照。

<sup>79</sup> 『欽定大清會典』巻39、主客清吏司 「凡中外商人 許各以其所有市焉 頒其禁令」 下の細注 「……貢使及夷商等 不得收買兵器史書一統志地里圖 及焰硝牛角絨緞錦絹絲斤等物 及攜帶內地人口 潛運造船大木釘鐵油麻米穀出境 伴送人員亦不得將例禁之物」 これは『欽定大清會典事例』巻501、禮部、朝貢、禁令1では、順治元年の「又議准 凡外國貿易 不許收買史書黑黃紫皂大花西番連緞 竝一應禁兵器焰硝牛角等物……有代外國人收買違禁貨物 及將一應兵器銅鐵違禁等物 賣與外國人圖利者 各問罪」に比べ、書籍中の「一統志地里圖」が加わったが、康熙年間の朝鮮の地圖及び『大明一統志』密買事件(後述)以後に補充されたものと推測される。

<sup>80</sup> 『欽定大清會典事例』巻501、乾隆13年「又准朝鮮人入山海關 所帶貨物如係彼國土產 該監督稽查 如鳳凰城總管印文相符 及出關所帶貨物如本部筭符相符 仍免其輪稅 至印文筭符所開之外 如別帶物件 及不係彼國所產者 即照數按則輪稅 以杜沿道夾帶之弊 黨有查出違買禁物 該監督即行報部 治罪」

<sup>81</sup> 『同文彙考』原編巻64、犯禁1、庚戌(1670)「禮部知會節行下役犯買通鑑交該國審奏咨」・「陳查究犯買史冊情節奏」・「禮部知會犯買史冊人援赦

の範疇に属する『春秋』も、「魯史」という理由で押収した後、改めて収買不許を決め通報したこともあり(1706)<sup>82</sup>、時には史書でなくとも怪しい書籍は一応押収した後、礼部の審査を経て「関係史書之言」があるという理由で多量の書籍を没収し、関係者の処罰を求めたこともあった<sup>83</sup>。この状況のなかで、さらに「三藩の乱」で緊張が高まった1677年、中国各省の地図を携えて帰還しようとした使行(正使吳挺緯)が摘発されたことは当然のことであった。それ以前に朝鮮に流伝していたものを模写して使行の参考のために持っていたにすぎない、という朝鮮側の弁明にもかかわらず、清側は直接勅使を派遣して国王まで調査しようとするなど、強硬な態度を見せた末、結局は正使・副使・書状官を罷免して辺境充軍の罪に充てることを求めることで決着がついた<sup>84</sup>。その後、14年経った1691年、明代

---

免罪咨」・「謝赦宥犯買史冊表」(關文)参照。このような事件は、まず清が書籍を押収した後、一次審問を終え、朝鮮に徹底した真相の調査と処罰を委任し、事後報告をうける順序で処理されたが、この事件は買書者梁廷燦が一字無識の商人で、ただ装幀がすばらしいのを見て、転売差益を得るため買収しただけであり、また路上で取引が行われたため、売った人の姓名も知らないこと、そして監督責任者である正使・副使・書状官も責任を痛感するという朝鮮の報告を受けて清が再犯の防止を警告し、関連者を赦免することで収拾された。

<sup>82</sup>同上、丙戌(1706)「禮部知會年貢行員役犯買春秋嗣後嚴禁者」。「今朝鮮國人佃一鑑等行李駝內 搜得六經春秋八本 雖非犯禁史書 但春秋係魯國之史 亦有關係史書處相應 將搜出之書 凡有來京之便 送部貯庫 合行知會朝鮮國王 嗣後將此等書籍禁止不許收買 可也」

<sup>83</sup>同上、己卯(1699)「禮部知會年貢行員役犯買史冊查明禁止咨」。「……朝鮮國差來進年貢正使工曹判書李彥綱等 帶去貨物……有馬馱內 搜得書四包 此書名目繁多 惟恐有犯禁之書 亦未可定 相應將書名目呈報 此書或送部 或仍發付高麗之處 專候部文到日 以便遵行……書名雖非史書 內有關係史書之言 此書不准帶去……仍行文朝鮮國王 將買書帶去之人查明 嚴行禁止 可也」 続く「報犯買員役及使臣議罪咨」によると、買書人は罷免、監督責任者である正使・副使・書状官は「降二級調用」の処罰を受けたという。

<sup>84</sup>同上、丁巳(1677)「禮部知會年貢行員役私帶地圖交該國審奏咨」・「謝停查勅表」・「謝停查勅箋」・「陳查審私帶地圖情節祇候裁處奏」・「禮部

にも一度問題になった『大明一統志』の密搬出が再び問題になったときには、禁令には史書以外は明記されていないので問題にならないのではないかという朝鮮使臣の弁明が通じることもなく<sup>85</sup>、結局、携帯者は辺境充軍の罪に充てること、正使などは罷免してしかるべきであるが免除するという処分が下った<sup>86</sup>。

もっともこのような状況のなかでも、中国の史書は使節行を通じで朝鮮に輸入され続けた。しかしそれは結局、「犯則」密輸行為であり、1777年にも礼部は、史書を含め禁輸品の会同館搬入と収買を禁ずるという曉諭を、朝鮮使節一行に公式に告示することを忘れなかったという<sup>87</sup>。それに書籍はお金の儲かる品目であったので、会

知會免議及犯人擬罪咨」・「謝免議表」・「謝免議箋」参照。当時朝鮮は地図の紙が朝鮮紙であることを証拠として提示したが、清は朝鮮紙に模写した可能性をあげ反駁した。

<sup>85</sup>『肅宗實錄』卷23、17年3月甲辰條 「冬至正使瀛昌君沈 副使徐文重等復命 上引見 問清國政勢……又曰 大明一統志買來之際 被捉於搜括臣以爲史記外約條無禁令 此是地家書之流 不必今之 衙譯終不肯聽矣」史部 政法類に属する『大明一統志』を「地家書」と言い張ったのも無理であるが(無学でなければ)、14年前、中国地図が問題になった先例もあったので、地理書とても禁令に触れることは充分にわかっていただろう。先に触れたように、「史書」だけに言及したに止まった禁令が「史書一統志地里圖」と変わったのも、このような無理押しの主張を防ぐためであっただろう。ともかく事件の処理過程において朝鮮は、結局密搬出の意図はなく、ただ会同館にて暇潰しのための詩賦に参照するうち、自分でも知らぬ間に持ってきただけであるとしか弁明できなかったことこそ、禁輸図書と知りながら持ち込もうとしたことを推し量らせる。『通文館志』卷9、紀年、肅宗大王十七年辛未條 「准禮部咨……即張燦究問 供稱 俺其味法而犯禁 一統志只論山水詞賦中 途偶買欲爲留館時消遣 到柵被捉若以爲禁物 實涉冤抑」 参照。

<sup>86</sup>『清史稿』朝鮮列傳、康熙30年條 「禮臣奏朝鮮國貢使違禁私買一統志書內通官張燦應革職發邊界充軍 正使李沈 副使徐文重等失於覺察 應革職 帝命寬從 免革職」

<sup>87</sup>李珥『燕行記事』上、正月21日條 「禮部爲曉諭事 照得朝鮮國進貢員役到京例……至史書兵器焰硝牛角等項 一應違禁之物 不得入館售買 例禁甚嚴 合行出曉諭 爾等行戶各宜凜遵法紀 不得違犯 倘經本部查出或別經發覺 定行從重究治 結不姑寬 毋違 特示右 仰知悉 告示會

同館貿易で高級な中国商品を独占供給した胥班たちは、使節の一員が琉璃廠等の市場に無断で出入し、個人的に書籍を購入することを見張り、妨害したという<sup>88</sup>。従って清の官員が厳しく原則を守る限り、史書の購入は事実上不可能に近いことであつたと思われる。かくして清の官員らを確実に買収する自信がない限り、史書の搬入は不必要な外交問題だけを招きかねない、きわめて負担になることがらであつたとすれば、それに積極的に関心を抱く人は少なかっただろう。康熙45年(1706)以後、朝鮮使節の史書密搬出事件がそれ以上報告されていないのは、この禁令にこだわるよりは、賄賂をもらって適当に黙認する方向に政策の転換がなされたためと解釈される。朝鮮使節と接触したり、保護・統制する官員らに賄賂要求を厳禁する乾隆4年(1739)の特別指示<sup>89</sup>は、「犯禁」の黙認、及びそれによる公然たる賄賂要求が盛んに行われたことをもの語っていると思われる。世孫の時から中国書籍の購入に熱心であつた正祖が即位初(1776)に、編纂されてすでに50余年も経つた後ではあるが、『欽定古今圖書集成』(1725年編纂、5,022冊)完帙を購入でき、体系的な図書輸入のための参考用として史部64種を含む385種が収録された『内閣訪書録』を編纂してまで<sup>90</sup>、積極的に図書蒐集を続けることができたのも、実は清朝の史書禁輸の緩和がその背景にあつてこそ可能であつたのである。

しかし、それほどまでに中国図書の輸入に熱意をみせた正祖が、突然中国書籍の全面的な輸入禁止を命じた。彼は1791年、西洋学の

---

同四驛云云 此乃禮部知委公事也」

<sup>88</sup>洪大容『湛軒燕記』1、「衙門諸官」「序班者胥吏也……數十年以來 凡燕貨之稍雅者皆令胥班主其貿易 而食其剩餘 如書籍書畫筆墨茶之屬 他商僮不敢與焉 以此物價逐年增高 來人苦其刁誦 或有潛買 罾辱備至 余往琉璃廠及隆福寺市 序班恐余潛買書籍 必跟隨伺察 或諭解之 終不聽 是以惡余遊觀 常欲沮尼之」

<sup>89</sup>『欽定大清會典事例』卷501、禮部、朝貢、禁令1、「(乾隆)四年覆准 朝鮮國使臣出入關口 通事及迎送守關等官 不得索取土物陋規 及沿途抑勒 不令在大莊寬房住宿 該將軍嚴行督禁 如有犯者 參奏治罪」

<sup>90</sup>鄭寅植「『内閣訪書録』解題」(『奎章閣』13、1990)と附録の『内閣訪書録』参照。



禁止を名目にまず明・清文集の輸入を、稗官小記にすぎないとして禁じ<sup>91</sup>、翌年にはその政策を一層強め、経史をはじめ、いかなる「唐板」(中国刊行書籍)の輸入も禁じた。彼自身もこの措置の武断性を意識してのことか、すでに朝鮮本でも得られない書はないばかりでなく、唐板に比べて品質も遥かによく、字形もはっきりして見るとの便利であるし、中国小冊子の長点といえは寝て読むのに便利であることだけであるが、それは聖賢の教えを寝て読む不敬を犯すだけであるので禁じたのである、と強弁した<sup>92</sup>。しかし、朝鮮にもすべての経史書籍が揃っているという誇張は彼自身も信じてはいなかっただろうし、このような武断的な政策が彼が推進した「文体反正」運動にどれほど役に立ったのかは分らないが、純祖7年(1807)に経史書籍の輸入が許されるまでの<sup>93</sup>16年間、朝鮮と中国の文化界を公式的に断絶させたということは、卓越した「学人帝王」といわれる正祖の名声に相応しくない大きな汚点であったと思われる<sup>94</sup>。

91 『正祖實録』卷33、15年10月乙丑條 「予嘗語筵臣曰 欲禁西洋之學 先從稗官雜記禁之 欲禁稗官雜記 先從明末清初文集禁之」 丙寅條 「乃命飭使行明清文集等冊子 毋得購來」

92 同上、卷36、16年10月甲申條 「如欲拔本塞源 則莫如雜書之初不購來 前此使行 固已屢飭 已今行則益加嚴飭 稗官小記固毋論 雖經書史記 凡係唐板者 切勿持來 還渡江時 一一搜驗……經史則異於雜書 如是嚴禁 雖似過矣 而我國所存 咸備無關 誦此讀此 何事不稽 何文不爲 況我國冊書 紙鞞可以久閱字大而便於常目 何必遠久薄小纖細之唐板乎 此不過便於臥看 必取於此 而所謂臥看 亦豈尊聖言之義乎」

93 『純祖實録』卷10、7年11月丁酉條 「所見冬至使南公轍副使林漢浩書狀 官金魯應 辭陞也 上曰 書冊中如有可以得來者 得來可也 公轍曰 既承言端 敢此仰達矣 先朝甲寅 使行入侍時 有稗官小說物爲買來之禁令 即一時矯弊之舉 而非永防書冊之教也……我國經史板本不廣 如有好經史之可觀者 使之勿禁 而至於稗官小說 則一切立法好矣 上曰 稗官小說異端外 如經史子集中 我國罕有之冊子 使之出來 又以筵教言及灣府可也。」 同上、卷11、8年4月壬戌條 「所見吏曹參判南公轍 公轍啓言 使行書冊之購來 自有禁令 竝與正經正史而久不出來……自今行 正經正史及先輩醇儒文集等書 許出來 異端雜書稗乘小說 依先朝法令今之 以爲區別信令之道 請著爲式 從之」

94 英・正祖時代の「文藝復興」、特に奎章閣を中心とした図書の蒐集・刊行

### (三) 政治的背景

上述した状況のなかで、中国の新刊史書の一部が遅れてではあるが、朝鮮に輸入されたことはむしろたいしたものだといえるが、幾つかの史書をめぐって、そんなに遅く騒ぎが起った理由の一つも、まずはここにあると思われる。しかし先に指摘したように、多くの場合、問題の史書が入手されてからかなりの時日が経った時点で初めて公式に論議に及んだことは、その問題提起を求めるある状況が発生した可能性を示唆する。まず許筠が問題を提起した光海君6年(1614)の状況を見てみよう。光海君の即位と関連する、明側の問題提起とそれに続く臨海君の処刑については先にも指摘したが、1613年には朴応犀などいわゆる「七庶の逆謀」と、仁穆大妃の父金悌男の「逆謀」が結び付けられ、金悌男の賜死と永昌大君の庶人への廃黜という事態が起り、1614年2月の永昌大君殺害につづく仁穆大妃の廃黜問題は政派間の対立を極端に尖鋭化させた。当時の実権派である大北系の許筠が逆謀事件で告発され(1617)、処刑されたのも(1618)、その真相はどうであれ<sup>95</sup>、光海君政権の脆弱性を示しているが、後に仁祖反正の名分を提供した激しい政争の渦中において、積極的な役割を担っていた許筠が問題の史書を報告したのである。

一方、仁祖を「曲筆」したという、いわゆる『十六朝記』が一部の宗親らによって初めて報告された顕宗14年(1673)は、顕宗即位以来のいわゆる「礼訟」問題も一段落したときだったので、特に激しい政争の素地はなかったせいも、当時の朝議はそれ以上問題としな

---

及び普及、そして正祖自身の学問的情熱と水準を高く評価するのも正当である。しかし、「これ以上は中国文化に依存しなくてよい」という正祖の自主的(?)「自矜心」が、先進文化受容のための唯一の窓口を事実上断絶させた政策にまで至ったのは一幅の「悲しい戯画」といえるが、これは19世紀朝鮮文化の相対的「沈滞」と決して無関係ではなからう。

<sup>95</sup> 「七庶」と許筠との関連まで議論されているこの一連の「逆謀」に対する評価は論者によって異なるが、李相栢「七庶糾一獄」(『李丙燾博士華甲紀念論叢』、1957)、李能雨「許筠論」(『淑大論文集』5、1957)、車溶柱前掲「許筠論再攷」を参照すればだいたいの輪廓はわかる。

いという結論を出した<sup>96</sup>。しかし、この問題が再論された肅宗2年(1676)は、1674年正月の王大妃張氏の逝去、8月の顯宗の逝去をきっかけとして再燃した「礼訟」において、南人による西人(宋時烈をはじめとする)の一大肅清が断行された直後であり、以後の西人と南人との長く熾烈をきわめた政争が再び本格的に始まった時期であった<sup>97</sup>。またこの問題が再燃した英祖2年は、先に指摘したように、世孫の代理聴政の問題で景宗初に没落したが、再登場してきた老論による少論への徹底した肅清の余波で、少論が深く関与していたといわれる翌年の戊申乱が準備されていた政治的不穩の時期であったわけである<sup>98</sup>。

『明紀輯略』と『皇明通紀』が問題となった英祖47年(1771)5月は、英祖の蕩平策のおかげでまだ表向きには出ていなかったが、思悼世子の死(1762)以後、政治的葛藤が深まるなかで、戚臣勢力の専横を牽制するために形成され始めていたいわゆる清名党が、その姿を現す直前であった<sup>99</sup>。そのみならず、英祖46年11月から12月までは、世孫が思悼世子の墓に参拝してしかるべしという崔益男の上疏が英祖の逆鱗に触れ、連日関連者の搜索と処罰が行われる大獄事に及んだし<sup>100</sup>、47年2月には過大な奴僕と僮人を従えて、分にあまる生活ぶりをするだけでなく、宦官とも結託し錦紬商人を搾取したという理由で、思悼世子の息子であり、世孫の異腹弟の恩彦君祖(英嬪林氏

<sup>96</sup>当時、左相金壽恒・訓練大將 柳赫然・執議 鄭載禧などは「辨証」の不可避性を主張したが、結局問題とする必要まではないという兵判金萬基・江華留守 閔者重・應教李選などの意見が取入れられた。『顯宗實録』巻21、14年2月癸丑條参照。

<sup>97</sup>洪順敏「肅宗初期の政治構造と「換局」」(『韓國史論』15、1986) 参照。

<sup>98</sup>李鐘範「1728年 戊申亂の性格」(李泰鎮編『朝鮮時代政治史の再照明』、汎潮社、1985) 参照。

<sup>99</sup>朴光用「蕩平策の展開と政局の變化」(前掲『朝鮮時代政治史の再照明』所収) pp.322-323 参照。彼らが姿を現し、政治的波瀾を巻き起こしたのが、英祖48年3月の清名党事件であったという。

<sup>100</sup>『英祖實録』巻115、46年11月庚戌・癸丑・丙辰・丁巳・庚申・癸亥・甲子・乙丑・丙寅・丁卯・戊辰・己巳・庚午・辛未、12月癸酉・甲戌・丙子・己卯・辛巳・乙酉條 参照。

所生)と恩信君禎(肅嬪林氏所生)が配流され、これと関連して洪鳳漢なども革職・配流される政治的激動が起ったし<sup>101</sup>、それをきっかけに同年4月には、長らく累積してきた対中国貿易の問題、つまり銀の流出と奢侈品の過度な輸入<sup>102</sup>を改めるため、徹底した貿易統制が敷かれ、中国貿易の実質的な主役である訳官に対するある種の措置が予想された時期でもあった<sup>103</sup>。

一方、「老論四大臣」が逆賊と記述された『皇朝文献通考』が問題となった純祖21年(1821)は、国政に対する純祖の消極的な態度、金祖淳と趙得永家の協力に基づいた老論系時派の政局主導という形勢において、純祖初年に辟派によって追い出された南人勢力の執拗な巻き返しの努力が続いた時期で<sup>104</sup>、辟派との競争のため、南人に

<sup>101</sup>同上、卷116、正月辛未、2月壬申・甲戌・丙子・己卯等條参照。特に「然又聞兼從僕隸之過濫者多 豈特驕從 不能謹慎者亦多 況與他宗有異乎 恩彦恩信爲子師者二人 任掌中最用事黃姓人 令該曹當日定配於南牙 其餘任掌配於湖西 悍僕矯僂三十餘人 一并放逐 使不敢處近畿」(1月辛未)、「立慮錦紬纏負債者皆王孫房 此專由權頭輩之每捉犯前導 人皆拘於纏房 故致有此弊」という領相金致仁の指摘(壬申)、「罪人裻禎以年少不能謹慎 悍僕矯僂作拏市塵」(己卯)などは、この事件で王孫家の僱人などが市塵、特に中国絹の販売を侵蝕したことがおおきな比重を占めていることを示唆するが、直前(同年1月戊辰)の「命備局嚴飭譯官塵人毋得多貿廣織於燕市」という措置を考え合わせると、この事件は中国絹の輸入禁止に関連して、まずその販売に深く介入していた王孫家の僱人・奴僕を排除しようとする意図もあつたようである。

<sup>102</sup>畑地正憲「清朝と李氏朝鮮との朝貢貿易について―特に鄭商の盛衰をめぐって」(『東洋學報』62・34、1981)によると、この問題は特に日本が中国と直接交易するにつれ、従来対馬島貿易を通じて朝鮮に流入した倭銀が絶たれたため、一層深刻になったという。

<sup>103</sup>『英祖實録』卷116、47年己丑條 「教曰……噫 國中幾十萬鑛銀解於遼水 無用唐貨滿馱以歸 此豈爲國長遠之道乎……欲祛其弊 其宜端本 一則減近年加定驛員 一則彼若高價 勿開包封 以本包持來……今者此教爲國深計 使臣拘於象驛之顏私 強許交易 當有重勅 以此嚴飭」特に先に引用した2月戊辰の禁令も「日後如有此弊 譯官當嚴治 此亦抑奢之一道也」という追加教令があつたが、ここにも不必要な奢侈貿易の主犯として、譯官に目星がつけられたことに注目したい。

<sup>104</sup>吳洙昌「政局の推移」3、純祖親政中期(純祖4・26年)(『朝鮮政治史』上、

ある程度譲歩せざるを得ないとしても、老論時派にとって「老論四大臣」の「伸冤」は自派の立場を改めて固められる絶好の素材であっただろう。最後に、『廿一史約編』が問題となった哲宗14(1863)年正月は、安東金門の専横の下で、累積した矛盾と不満が爆発して、晉州民乱(1862年2月)をはじめとする「民乱」が全国的に拡大する大混乱の渦中で、金門に不利な後嗣候補李夏銓が「逆謀」として処刑された政変(同年8月)が起った直後であった<sup>105</sup>。

以上のように、問題の史書が公式に報告された時点が漏れなくいずれも深刻な政治的葛藤と危機の瞬間であったことは、結局それが偶然な「最初の入手」時点ではなく、むしろ意図的に選択されたものであったことを強く示唆する。つまり、この問題の提起を通じての、各々が直面した政治的葛藤の緩和、あるいは関心の転移という政治的目的が介在しているということである。従って、先にも指摘したような一部史書の刊行年度と問題となった年度の間のかなりの時差は、この側面からも理解する必要がある。根本的な矛盾の解決や利害の均衡を伴わない一時しのぎの「政治劇」であっても、せめてその名分だけは誰も反対することのできないものを備えねばならないものであるならば、先王(とりわけ建国始祖)に対する「曲筆」の――それも朝鮮王朝の基本理念である忠孝に直結する――是正は、当時においてもっとも適した素材であったことは論を待たないだろう。

残念なことに、私は上述した問題提起が最初から一定の脚本によって行われたという確証は見つけられなかった。しかし、少なくとも問題を提起した人物は、その時代がある種の政治劇を必要とする状況であったこと、従って自分の行動を積極的に歓迎する勢力が存在することを確信していたであろう。実際、問題提起自体に懐疑的で彼らを非難する世論が相当強かったものの、結局彼らは褒賞され

---

青年社、1990) 参照。特に、南人の巻き返しの努力は純祖14年の洪時濟、18年の嶺南儒生の蔡濟恭の伸冤要求などを契機に、少なからぬ紛糾を巻き起こしながら続いたが、その結果、純祖23年に蔡濟恭が復官され、彼の息子の蔡弘遠もまた純祖25年に刑曹參判として活躍できた。

<sup>105</sup> この時期の前後の事情については、吳洙昌上掲論文 8、哲宗在位期間(哲宗即位-15年)を参照。

た。許筠の場合がその端的な例である。つまり、彼は功を立てるために、その大部分がすでに知られていた問題の史書をあたかも初めて発見したかのように北京で計画的に購入したに止まらず<sup>106</sup>、先にも指摘したように、光海君に致命的な文句を偽造して『林居漫録』に巧みに挿入したところ<sup>107</sup>、彼を非難する当時の一般的な世論にもかかわらず、少なくとも光海君にはそれが必要であっただけに<sup>108</sup>、彼が大いに褒賞されたのは当然であった。最初の報告だけでも彼は「加資」されたが<sup>109</sup>、弁誣外交を自請し、成功裡に(?)任務を完遂して帰ってきた彼は刑曹判書になり(1616年5月庚辰)、続いて鹿皮と加資・土地・奴婢がまた賜われた<sup>110</sup>。それに、当時明の好意的反応が

---

<sup>106</sup>『光海君日記』(鼎足山本)卷132、10年9月己丑條 「宋孝男供 去甲寅年逆筠爲千秋使 例以寫字官 一時赴京 行到中原地方 玄貳(應昊)與筠賊恣行娼家 或經夜留宿……兩賊日夜協謀 稱以辨誣書冊 均所持文獻通考皇明通紀其他雜書 列置眼前 招一行有銀子 隨其銀之多少 以某人覓得某冊 馳啓 臣言其欺罔之狀 兩賊以此含憤 逐出越房 恐其姦情漏泄於他行 堅鎖 使不得出入此書狀官一行員役 他行上下人員所共知者也」は、たとえ許筠が逆賊になってしまった時の供述ではあるにしても、功績を立てるための彼の計画的な購入と報告の使職をよく示している。

<sup>107</sup>『光海君日記』(太白山本)卷99、8年正月丁丑條 「……其野史或先已行於東國 筠家本有之書 其言有不足辨者 筠或以其膺作雜其中 又有伍員萃所述林居漫録草本尤可疑 筠綴拾上聞 以中王意 遂以辨誣自任」は、許筠が家藏書を持って行ってまるで新しく買ったかのように欺いただけでなく、『林居漫録』の他にも捏造をしたことがあるというように主張しているが、許筠が光海君6年の使行から大量の書籍を購入したことは明らかであり、私の確認したところによれば、『林居漫録』の他には捏造をしたことはない。しかし、この記事は許筠の行動が光海君の意中に迎合したものであったことをよく指摘している。つまり、光海君に対する「曲筆」の修正は現実に存在する彼に対する疑惑を拂拭する好機であっただろう。

<sup>108</sup>『顯宗改修實録』卷26、14年2月癸丑條。当時言及された史書の辨誣不必要論を開陳した金萬基の「許筠赴燕 私見小説 乃自辨誣 其時議者 皆非之」という指摘を見よ。

<sup>109</sup>同上、卷91、7年庚辰條 「傳曰 上年千秋使許筠非但多買書冊 至於辨誣事 多般聞見 馳啓 且世宗皇帝御製箴御筆 購印以來 且眞寶墨也 加資 書狀官金中清亦不無周旋相議之事 陛敍 堂上譯官宋業男 加資」

<sup>110</sup>同上、卷103、8年5月戊戌條 「傳曰 (備忘記)閔馨男許筠命招引見 王

伝え知られた直後、宗系問題はすでに『大明会典』で解決されたし、他の問題は明も全く介意せぬ浪説にすぎなかったので、朝鮮が最初から弁誣する必要も、よってそれを前例のない大慶事と騒ぎ立てる必要もないという意見を述べた沈喜壽が<sup>111</sup>、当時、許筠と同党であった李爾瞻などの執拗な攻勢により官職を剥奪された後も、彼の「門外外送」を主張する上疏が続いたことは<sup>112</sup>、この問題の性格をよくもの語っている。

英祖47年、『明紀輯略』を報告した朴弼淳が礼曹参議に拔擢されたことについて、僥倖を乞う心からすでに問題にする必要がなくなったものを取り出して、多くの人々を恨死させた者は当然排撃されるべきなのに、その者が拔擢される現実を実録の編者が慨嘆したのも<sup>113</sup>、当時のこの問題にする「常識的」な見方を代弁したものと解釈されるが、顕宗14年に問題にしないことにした『十六朝紀』が肅宗初年と英祖初年の政治的状況において再び議論になったこと<sup>114</sup>、

---

賜鹿皮各一令 而罷」 卷108、8年10月癸亥條 「傳曰 陳奏使閔馨男加資 田三十結 外居奴婢竝五口 副使許筠 加資 田二十結 外居奴婢竝四口 書狀官崔應虛 加資 田十結外居奴婢竝二口 賜給」

<sup>111</sup>『光海君日記』卷101、8年3月癸酉條 「沈喜壽議 宗系惡名 洗滌已久 乃於己丑年大明會典頒降時 完了無餘……今此禮部覆題亦有業已備細昭雪 炳如日星 頒給該國確如金石等語 可見此事非始結局於今日也 至如先王被誣 固可駭痛之甚 而天朝亦不以閑慢文字 間無稽不根之書 有所致於我 至曰更有何不白之冤云云 以此觀之 則初不待我之陳奏 而辨誣已盡 若以此爲前無之大慶 則臣未能詳知……」

<sup>112</sup>同上、卷101、3月癸酉・乙亥・丙子・丁丑・己卯・庚辰・辛巳・甲申・壬辰條参照。しかし、最初は沈喜壽への処罰そのものにも反対した光海君は、官職剥奪でもう十分であるという立場を取り続けた。

<sup>113</sup>『英祖實録』卷117、47年10月庚辰條 「噫 我國宗系之誣 往在宣廟朝 遣使昭雪無餘 彼國裨官雜說之誤襲謬本者 間多有之 此則既雪於正史 非亦外國之人 家論而戶說 故一付之於註誤 而弼淳以希幸之心 妄陳一疏 致君上過舉 名家士子亦多橫罹冤死者 惟當投畀之 以杜倖門 而反加獎擢 可歎也已」

<sup>114</sup>特に肅宗初にこの問題に再び触れ「辨認使」を自請した人々は、顕宗時にこの問題を言い出した宗室らに他ならなかったが、彼らは自分達の主張に肩入れしなかった大臣らを中傷しようとする意図があったという。『顯宗

そして後述する如く、「弁誣」成功(?)の後、大々的な種々の慶祝行事が漏れなく行われたことは、中国史書の「曲筆」が、政治的に必要となる際に、出世慾の激しい人々によって、祖宗への表情と「歴史的真実」という名分で、常に持ち出されるに過ぎなかった事案であったことをもう一度確認させるようである<sup>115</sup>。

#### 4. 朝鮮政府の対策

「とても口にするに忍びない、驚くべき痛恨事なので、臣子として生きてくる意慾すらない」という修辭を動員しながら問題の史書が報告されると、非常対策會議が直ちに召集され、事案の性格上、強硬論が勢いをつけることは改めて指摘する必要もないだろう。しかし、先に指摘した如く、この問題提起が結局「無用な平地風波」を起こすにすぎないという見方もかなり存在した。特に、この問題を別に政治的に利用する思惑がなかった顯宗時代と、清朝が朝鮮の訴えに極めて冷淡であった肅宗期には、拳論反対論が強く台頭した。その主な論拠は、問題の史書が正史でもない私撰野乘、あるいは稗官小説にすぎないので、ことごとく相手にする必要はないということであったが<sup>116</sup>、曲筆の真相が明かされた私撰史書にも言及し

---

改修實録』卷26、14年3月癸酉條 「……至今上初 楨聃等復申前說 自請辨認使 終至於憤事靡財而後已 或稱聃楨之再發此議 欲中傷異議諸臣云」参照。

<sup>115</sup> 哲宗14年の『廿一史約編』事案においても、報告者の尹致秀は陳奏正使となって問題を解決して帰ってきた直後、「加資」に続いて工曹判書となった。『哲宗實録』卷15、14年6月癸巳條参照。

<sup>116</sup> 『顯宗實録』卷21、14年癸丑條 「……會典即皇帝與學士親自點竄 此有爽實之言 則所當陳卞而改之 至於明史 皆野史也 不過一人之誤聞 誤傳而隨錄 何可以隨其所錄 每請改之乎」という金壽恒の主張、『肅宗實録』卷5、2年正月庚戌條 「被誣之辨 不可爲不爲 未知國史所載之如何 而莫重莫大之舉 遽以一時野史 註謬之傳 認爲不刊之書 有所陳辨 恐非得宜」という張喜徵の主張、先に指摘した英祖47年の朴弼淳の抜擢を非難した『英祖實録』の編者の評、光海君の時代に官職を削奪された



て、これ以上の解明は不必要であるという意見も持ち出された<sup>117</sup>。

この立場から見ると、弁誣使の派遣は不必要な財政の浪費にすぎなかっただろう。事実、使節行に費やされる公式の経費だけでも膨大であったが<sup>118</sup>、特に中国官員の協力が不可欠な弁誣使の派遣には別の活動費が必要であった。肅宗初の弁誣使が「債事廢財」しただけであったという指摘(註114参照)、英祖2年、弁誣の活動のための賄賂供与の不可避性と、これによる問題点が議論されたこと<sup>119</sup>、英祖7年、朝鮮の要求通り修正された『明史』朝鮮列伝の写本入手に協力した中国側官員の露骨な銀貨・果下馬・珍珠の要求に応じて銀貨を与えたこと<sup>120</sup>、英祖47年、従来弁誣に関しての中国官員の賄賂要求が、実際には朝鮮訳官の弄奸から始まったと判断し、賄賂資金

沈喜壽の主張などはいずれもこの点を強調したものである。

<sup>117</sup>『肅宗實録』巻6、3年壬戌條の尹鑑の上疏 「……至於辨誣事 臣適見董其昌皇明通紀續編 其中有天啓三年癸亥事蹟 及登萊巡撫袁可立請討事 督餉侍郎畢自嚴奏誣說款言 極其狼藉 其下又有四年甲子袁可立奏請 有曰朝鮮更主情實 今文武陪臣會議 得廢君自絶于天 昭敬大王某聰明 仁孝 宜爲嗣君 故有此請 云云 而五年乙丑 冊封遂行 據此則巡撫 袁可立初憑流言亂傳 而至於請討及後廉得實狀 乃有冊封之請 數行稱 說 不啻披雲睹日 足以昭示天下 傳信萬世 其爲辨誣 孰大於是」

<sup>118</sup>全海宗前掲「清代韓中朝貢關係考」によると、朝鮮後期に往復に要る驛馬・朝貢品及びその他携帯品の輸送のための刷馬、また地方における支供を除いても、一人の使行当り、路費だけでも1萬3千兩(一品行の場合、1萬4千兩)が支給され、沿路の各処、及び北京の関係官員約600余名に与える30余種の贈答品もまた莫大であったという。

<sup>119</sup>『英祖實録』巻9、2年正月庚戌條 「奏請正使西平君橈副使金有慶書狀官 趙命臣 請對入侍 有慶曰 銀貨不可不賚往 而今請不載誣蔑之言 而 輕用銀貨 則賂路逐一開 國將不堪宜……上曰 茲事重大 固不可以國 用爲慮 而蓋國事 則當以光明正大 全用銀貨 則事便不光 鮮有所恃 則精誠或未盡 只可以至誠之 必以初無銀貨爲心 可也」

<sup>120</sup>同上、巻31、8年5月甲子條 「……今則宗系事 列聖朝事 俱如意釐正 不勝萬幸 實多常明及留保之力也 銀貨及果下馬眞珠等物 常明責徵 故臣等使首驛彌縫答之 而不可無致謝之禮 上曰 文王囚婁里 武王有 美女玉帛之用 既欲辨先誣 則何可避行貨之嫌乎 銀則名以潤筆之資 而給之 珠馬則是無名之物 辭以耳目之煩 可也」

を支給しないようにしようとする英祖を説得して、数万両の賄賂を供与した以前の慣例に代り、7、8千程度に減らそうという金致仁の意見が採されたこと<sup>121</sup>などは、いずれも弁誣使の派遣に莫大な非公式の活動資金が別に必要であったことを端的に立証する<sup>122</sup>。

しかし、英祖の指摘した通り、「重大な国事」に費用を省くこともあり得ないものとすれば(註119参照)、弁誣不必要論者らも財政の浪費に表立っては触れられなかつただろう。肅宗4年(1678)燕京から帰ってきた使臣らが、前年の弁誣外交の失敗の原因は清の急迫した事情(三藩の乱)にあると分析・報告して、この状況において再び弁誣使を派遣することは浪費にすぎないという意見を申し出た。しかし、肅宗はどうして費用のために祖宗の「受誣」を放置できるかと直ちに反駁し、これに使臣らは慌てて、費用の問題でなく、成功できない状況を申し上げただけであると釈明したが、肅宗はすでに踏み切ったことという理由をあげ、弁誣努力の中断不可を再確認したことは<sup>123</sup>「弁誣」という大名分の前に、莫大な財政的損失と浪費の防止という「合理的常識」が通じない当時の現実をよく示していると思われる。

従って、弁誣使派遣の反対論者らが際に持ち出しうる唯一の論拠

---

<sup>121</sup>同上巻116、47年5月戊子 「教曰 今番使行 彼若求索賄賂 則此非彼人所謂 必譯官符同彼人 予雖衰矣 若有如是事 當該譯官殿坐南門臬首示衆」 壬戌 「使行官銀不可持去耶 領相金致仁曰 諸議以爲 前後有事之行 輒皆持入 獨於今行 空手入去 不能無慮矣 上問其多寡 致仁曰 前例則多率萬數 而此則似過 限以七八千 恐好矣 上許之 教曰 譯官若漏泄別封銀消息 而彼有徵索之端 則當殿坐臬示矣」

<sup>122</sup>英祖は弁誣資金が訳官の弄奸によって浪費されたことを指摘したが、(上掲註参照)、光海君時の弁誣使についての「是行王與銀一萬數千兩 閔馨男議以重貨不可付譯官 分置於兩使及書狀官三房 一夜(許)筠言 銀適被偷 以空櫃示人 一行痛駭」という記録は(『光海君日記』(太白山本)巻94、7年閏8月壬子條末の史臣の細注)正使・副使・書狀官等による横領・着服も少なくなかったことを示唆する。

<sup>123</sup>『肅宗實錄』巻7、4年條 「(李)夏鎭又言 臣在燕 見彼中事勢 常有警急之憂 未暇念及他事 前頭使行雖請辨誣 必無得許之理 徒爲靡費而已 上曰 受誣未辨 何可以靡費而遂已也 (權)大運曰 臣等之意 亦非以靡費爲慮 又其不得成也 上曰 既始之後 不可停止也」

は「野史雜記」論にすぎなかった。しかし、勅撰の『皇朝文献通考』がこれにあたらないことは論を待たないが、賛成論者らは問題史書がほとんど館閣文翰出身者によって編纂されて、事実上正史同然の權威を持ち、よってその影響を放置できないという論理を展開した<sup>124</sup>。実際に撰者たちの経歴(第2節参照)を見ると、ほとんどが単純な「野史」とすることのできない史書であったが、とりわけ『明紀輯略』に序をつけた張英が『明史』修纂の總裁官であった事は<sup>125</sup>、この論理に説得力を与えたと考えられる。また反対論者たちは、野史は国家がその改正に干与するのでもなければ、中国の野史を自分らが禁ずることもできない以上、清にその改正あるいは禁止を要求できることでもないという主張もしたが<sup>126</sup>、清の禁書政策を知らないはずのない賛成論者らを説得するまでには至らなかった。結局、顕宗のようにこの問題でわざと政治劇を繰り広げる意思のない君主でない限り<sup>127</sup>、祖宗の名譽を回復せざるを得ないという名分に抵抗す

<sup>124</sup>『光海君日記』卷103、8年5月乙酉條の百官の啓「……況續文獻通考吾學篇經世實用編闡山別集大政記等書 或係奉勅撰成 或爲諸司掌攷 而館閣諸儒 是焉取閱考證 實如正史無異」。『肅宗實錄』卷5、2年正月庚戌條の「……況皇明通紀從信錄等書 亦不可謂非國史」という金壽弘の指摘、『英祖實錄』卷116、47年5月庚申條の朴弼淳の上疏「……今此一書 出於大學士朱璘之手 禮部尚書兼管翰院僉事張英爲之序 作爲信史 與草野之書有異」、同丁卯條の奏文「……今以朱璘書見之 概是綴拾於通紀 則又安知此後 必無襲璘而爲之說者乎」

<sup>125</sup>趙翼『廿二史劄記』卷31、「明史」 「蓋自康熙十七年 用博學宏詞 諸臣分纂明史 葉方謁張玉書總裁其事 繼又以湯斌 徐乾學 王鴻緒 陳廷敬 張英 先後爲總裁官 而諸纂修皆博學能文 論古有識」

<sup>126</sup>『顯宗改修實錄』卷26、14年2月癸丑條「金萬基曰……今此辨証之舉 若請改也 則野史固非國家之所知也 若請禁也 則彼之野史非我國所可禁也 請改既不可 請禁又不可 不知何以措語耶」

<sup>127</sup>言うまでもなく顕宗は問題の『從信錄』が記事体の性格上、前後の噂をそのまま記録しただけで、特に問題になった袁可立などの上疏も「邊臣之傳聞」であることを明記し、仁祖反正の真相を調べた差官の報告により仁祖が冊封に関連してすでに「勅命旋下 而有倫序相應 人心收屬」などの表現があったので、それ以上「弁証する必要も、弁証することがらもない」との立場をそれなりに明かした(『顯宗改修實錄』卷26、14年癸酉條

ることは、すなわち沈喜壽のような運命を自ら招くものに他ならぬということ、当時の士大夫らはよく知っていたと思うが、実際に肅宗2年に弁誣使派遣に反対した張喜激もまた推考を受けたわけである<sup>128</sup>。

肅宗以後、問題が提起されると、賛成発言一色となったことはある意味では当然のことであつたし、つづく措置は対外的には弁誣使(公式の名称は陳奏使)を選定、派遣して問題史書への措置を要求する外交と、対内的には問題史書の搬入、及び未申告者に対する処理や代替史書の編纂などに、大きく分けられる。しかし、実際には後者は英祖47年の場合のみ確認されるだけで、朝鮮政府の対策は主に前者に集中したので、先に外交問題を検討してみよう。

#### (一) 弁誣外交

朝鮮が弁誣使を特派したのは、まず問題の記事が根拠のない「曲筆」であることを清朝に説得するとともに、それに相応する適切な措置を要求するためであつただけに、その上奏文は朝鮮の主張を立証できる歴史的根拠を詳しく列挙するかたちで書かれたが、おおよそ『明史』の編纂を境に朝鮮の要求する措置が変わり、またこれに応じる中国の措置も変わった。まず明朝がまだ健在であつた光海君7年、朝鮮が明に提示した要求は、(1)すべての「曲筆」の刊正(版本から削り去ること)、(2)ただ、もしことごとく刊正するのが難しいならば、朝鮮の上奏文(「曲筆」について詳しく解明されていた)を天下に回覧させ、人々にその正しい真相を知らせること、(3)史館にその真偽を明らかにした特別記録を書き残させ、今後「国史」に私撰「曲筆」が紛れ込まないようにすること、というものであつた<sup>129</sup>。

---

参照)。しかし、同じ記事がその後、肅宗・英祖によって問題にされ続けたことを思うと、彼にはこれを政治的に利用する思惑がなかったものと解釈するのが妥当であろう。

<sup>128</sup> 『肅宗實録』卷5、2年2月己巳條 「今此辨誣收議時 張喜激 乃敢別生意見 以辨誣未安 事甚駭然 故特命推考 意有所在 而混入於蕩滌中 仍存可也」

<sup>129</sup> 『光海君日記』卷94、7年閏8月壬子條の奏本 「敢望于聖慈……特下該

これに対して明は、撰者たちがすでに死んでいる上に、書籍がすでに流通していて実際に改正できるすべもないだけでなく、「曲筆」不信の「明旨」を下せば、それを破棄するに等しいという理由で、(1)の要求を拒絶し<sup>130</sup>、また上奏の抄文を史館に保管して国史纂修の資料としたに止まったので、(2)も拒絶し、(3)だけを受け入れることになったのである<sup>131</sup>。

それにもかかわらず、朝鮮の一部の臣下たちは「祖宗と神・人がともに慶ぶ」べき「東方千載一時之大慶」と大げさに喜んだが<sup>132</sup>、ともかくこれは私撰史書の「曲筆」に対する外交上の先例を残したことになった。つまり、朝鮮の要求する「曲筆」刊正は正史の修纂時に反映するということである。従って清朝が建つとその当然の課題の一つである前王朝の正史、つまり『明史』の編纂に朝鮮の関心が注がれたのはごく自然なことであった。『明史』の編修は順治2年(1645)、清軍が南京を落とし、福王を生け捕った直後から始まった。しかし、これは天啓以後の資料の蒐集が思うように進まなかったために完成せず、康熙4年(1665)、再び史館を開き、積極的に資料

部商確裁處 如彼等書一一刊正 俾無錯誤 或難刊正 將臣此奏備行  
通諭天下 使中外瞻聆曉然 若家到而戸説 發去蒙蔽 終始不渝 仍令  
史館特書 記録之中 快下眞膺 使私述之書不得混擾於國史」

<sup>130</sup>『光海君日記』(太白山本)卷103、閏8月己酉條の百官啓 「……其曰 著書大臣 後先物故 書已傳播 無從盡改 但得明旨再頒 書不必改正 而自無不正也 是則將各種諸書 弁芟而棄之 以一明旨更正者 取信乎天下後世」

<sup>131</sup>上掲の啓文は禮部の題本のなかの「仍付史館纂修成案 抄傳海内 與天下共見之 仍勅該國一稟章程 無惑浮議 將外藩之心迹以昭 天朝之體統 以肅」に言及して明が(2)の要求も実際は許諾したかのように理解したらしい。しかし、『明實録』萬曆43年11月庚辰條の「上曰 該國世系諸事 屢經辨明改正 載入會典 其釜山引倭之説 與野史所傳 原不足據 今此奏詞着 抄付史館 以俟纂修 仍賜勅與王 慰其昭雪先世之意」と、『明史』朝鮮列傳、萬曆43年11月條「禮部言 野史不足憑 今所請 恥與逆黨同議 宜憫其誠 先付史館 報可」を見ると、(3)だけを許諾したことは確かである。

<sup>132</sup>『光海君日記』(太白山本)卷102、8年4月辛亥條の典翰李大燁等の啓、同乙亥條の兩司合啓秘密事を参照。

蒐集に取り組んだが、これもまたこれといった成果は挙げられなかった。その後、本格的な編纂が始まったのは康熙18年(1679)からであった<sup>133</sup>。従って、顯宗14年(1673)、朝鮮の使臣が清の『摺紳便覽』を通じて、「設明史纂修之官」のことを知ったというのは、康熙4年の史館開局の情報に、遅ればせながらも接したものと考えられるが、当時彼らが『明史』纂修を『十六朝記』等の仁祖「曲筆」を正す好機と判断したのは<sup>134</sup>、彼らの「弁誣」目的が『十六朝記』自体の刊正よりは、むしろ『明史』朝鮮関係の記事が朝鮮の願っている「正筆」になるように「正しい資料」を清側に確認させることにあったことを示している。当時、弁誣使の派遣をやめた顯宗も、『明史』が「歪曲された野史」を採録して編纂された後の状況を恐れたが<sup>135</sup>、肅宗初弁誣賛成論者の主要な論拠も他ならぬこの点にあったのである<sup>136</sup>。

そうすると、『明史』が「野史」を取り入れることを予想して弁誣使を派遣することは適切でないといったり<sup>137</sup>、当時の書肆目録に登録された『明史』を官撰書と誤認して、それを購入して内容を検討したのち、対策について考え直そうといった類の主張は<sup>138</sup>説得力

---

<sup>133</sup>李晋華『明史編纂考』(臺北、1968)参照。

<sup>134</sup>『顯宗改修實録』卷26、14年2月辛亥條「頃年 臣等之奉使也 得見清國摺紳便覽 則設明史纂修之官 辨誣之舉 此正其會 宜速發使价 擧實辨白 得改諸史註誤之言」

<sup>135</sup>同上、14年2月癸丑條「上曰 宋史即元脱脱所修 而後人未有改之者 今清人若採此等詭罔之說 而傳之後世 則豈不罔極乎」

<sup>136</sup>『肅宗實録』卷5、2年正月庚戌條の金弘壽の意見「或以爲事襄時 不必辨明 或以爲所謂明史 不必謂國史 不須陳卞 而但元朝脱脱所修之宋史 既爲傳後之信史 亦安知今日所修之明史 獨不留傳於後世乎」

<sup>137</sup>『顯宗改修實録』卷26、14年2月癸丑條の金萬基の意見「……今雖曰纂修明史 亦何以預知正史所記之 亦如野史 而徑先請改耶」

<sup>138</sup>『肅宗實録』卷5、2年正月庚戌條の閔著重の意見「臣前年奉使入燕時 見賣書者列録書籍名目 則有明史數百卷 此則似是近來太史所撰成者也 前頭使行往來時 質來詳列 更知其所記如何後處之 實合事宜」 当時、この『明史』にあたりえるものとしては、百餘帙に達したという莊廷鑑編『明史輯略』(1660年刊行)と傅有麟(?-1667)撰『明書』170巻をひとまず想定できるが、前者は康熙2年(1663)に数百名が連累され70余名が処刑され

を欠いていたし、『明史』の纂修が活発に進んでいたとすれば、肅宗の弁誣使派遣(1676)は後にまわすことのできない措置であっただろう。しかし、当時の状況は、先に触れたように『明史』の編纂は資料蒐集すら進んでいなかった状態であっただけでなく、清は「三藩の乱」のため、そのような問題に気を使う余裕もなかった時期であったとすると、朝鮮の要求が黙殺されたのも<sup>139</sup>理解できないことでもない。もっとも清が朝鮮に送った咨文において「すでに定論の出た仁祖反正に関して、野史を取入れ、信史に混入するはずがない」という文句を書き込んだことは事実である。しかし、清は朝鮮が『十六朝記』を入手したこと自体を問題にした。すなわち、その書はすでに禁書として告示されたものであり、たとえそれを知らなかったにせよ『大清會典』に明示された史書私買の禁令に朝鮮が背いたということであった。清は調査官の派遣を取りやめる代わりに、朝鮮国王が犯禁買書人を逮捕・調査し、その結果を報告すべきことと共に<sup>140</sup>、問題史書の返送を求めた<sup>141</sup>。翌年(1677)、朝鮮の不誠意な報告に罰金銀5千兩の処分を下し、また回送されてきた『十六朝記』を焼いたという<sup>142</sup>。結局、「弁誣」の名分だけにとらわれた甘い状況判断で、

---

た文字獄を巻き起こしたものであったので(杜景華「莊廷鑑『明史輯略』案」、張書才・杜景華主編『清代文字獄案』(北京、1991)所収)、後者である可能性が濃厚である。

- <sup>139</sup>『清史稿』朝鮮列傳、康熙15年11月條 「焯奏言 前明十六朝記一書中載本國癸亥年廢光海君李暉 立莊穆王李倬事 誣以篡逆 今開纂修明史特陳奏始末 乞刪改以昭信史 禮部議不進行」
- <sup>140</sup>『通文館志』卷9、紀年、肅宗大王2年條 「禮部回咨……該國癸亥年廢立始末 及莊穆王實迹 自有之定論 並無傍採私記 以入信史 況私記野史 具經奉旨 嚴禁在案 且會典開載史禁 而奏內只稱陪臣沿道偶買 並無開出姓名 殊屬不合 所進禮物發回 遣大臣查議 題奉旨依議 免遣大臣往審 着該國王將私買史書人 嚴拿審奏」
- <sup>141</sup>『肅宗實錄』卷5、2年12月癸亥條 「禮部奏略曰……又私買史記犯禁 請遣大臣往查 題本到日 臣部將該國王 一併查奏 仍令徵還此冊 云云 清皇帝勿遣大臣 只令本國行查 餘依奏」
- <sup>142</sup>『通文館志』卷9、紀年、肅宗大王3年條 「禮部回咨 節該本部題 史書不許收買禁律最嚴 據奏其犯官姓名 盡行隱匿 相應罰銀五千兩 十六朝記已到部燒毀」

朝鮮は思いもよらなかったひどい侮辱を受けたのである。先にも触れた中国地図携帯の事件は(1677)、他ならぬこの余波と解釈されるが、このような状況を無視して1678年(肅宗4年)に朝鮮はまたも莫大な経費を費やしながらか<sup>143</sup>弁誣使を派遣して、中国の噸蹙だけを買ってしまったのである<sup>144</sup>。

この挫折は英祖2年の政治的危機にもう一度「政治劇」が行われる余地を残した。当時朝鮮が再び「弁誣」に積極的になったきっかけは、景宗の弔問使として朝鮮にやってきた(1724)阿克敦が<sup>145</sup>『明史』撰修の任に当たったという情報であった。君臣らは、一旦『明史』の完成したことを告げられると、「曲筆」の刊正は一層難しくなるということで意見が一致し、急いで弁誣使の派遣を決め<sup>146</sup>、顯宗13年に使臣が「沿道で偶然に入手した」『皇明十六朝記』の「曲筆」解明と共に、(1)『明史』撰修官たちにその「曲筆」に惑わされないよう特命すること、(2)「真相」が記された『明史』印本の下賜を求め

---

<sup>143</sup>肅宗2年、もう一つの使行が「飢民之艱苦 刷馬之疲困 驛卒之難堪 有不可勝言」を招きかねないと判断して、定例の謝恩使に弁誣使を兼行させようとしたほど(『肅宗實錄』卷5、2年2月甲寅條参照)その経費の規模についてよく知っていた肅宗も結局、兼行になると弁誣の熱意が弱いと見られる恐れがあるという主張に承服し、成果のなかった単独の特使を2回も派遣したのである。

<sup>144</sup>当時、尹鏞は辞職を乞うてまで弁誣使派遣の中断を進言したが(『肅宗實錄』卷7、4年9月、乙未條 参照)、肅宗は弁誣使を送り、「命史閣纂修諸臣 重加研磨於癸亥之事 若有差謬 即加釐改 如果刊正 仍許頒示」を要請した(『通文館志』卷9、紀年、肅宗大王4年條)。これに対して清は、定論が出たと明らかにしたにもかかわらず上奏し続けるのは筋が通らないという指摘と共に、今回弁誣使が持ってきた贈答品を帰還時に返送するという決定を下しただけであった(同上、肅宗大王5年條、禮部咨查 参照)。

<sup>145</sup>『清史稿』朝鮮列傳、雍正2年12月條 「李昉薨 遣散秩大臣覺羅舒魯 翰林學士阿克敦往諭祭」

<sup>146</sup>『英祖實錄』卷9、2年正月壬寅條 「承政院提調申思喆沈宅賢請對言 書狀官趙文命聞見事件有曰 得見明史 則誣蔑聖祖之言 狼藉云云 臣民痛迫 何可勝達 聞彼中修史 方付阿克敦開國 書若成 事益難處 大臣之意 必於今番謝恩使行 兼奏爲宜……上曰 明史 阿克敦未知幾何纂修 使行入去 動非數月 慮有不及之患 以二月望前澤日」



る奏文を<sup>147</sup>発送した。これに対して清は『十六朝記』の「曲筆」を認め、『明史』が完成した後、朝鮮列伝の頒示を約束することとなり<sup>148</sup>、朝鮮の弁証外交は一応成功を収めたかのように見えた。しかし、この「大成功」に関する『英祖實録』の記録は意外と短く<sup>149</sup>、また翌年、『明史』が完成したことを告げられる前に朝鮮列伝をあらかじめ頒布していただきたいという朝鮮の再要請がむしろ問責のみを招いたことなどは<sup>150</sup>、朝鮮が清の約束を信じ、安心してただ待つことのみはできなかった何らかの事情があったことを推測させる。

康熙18年(1679)以後本格的に編纂され始めた『明史』は、康熙53年(1714)に王鴻緒による列伝稿の完成、雍正元年(1723)に『明史藁』の完成したことを告げられ、英祖2年は張廷玉が総裁官となって、続いて稿本を訂正していた時期であった。如何に情報に疎かったとはいえ、朝鮮の君臣がこのことを知らなかったはずがないとすれば<sup>151</sup>、彼らわざわざ肅宗初に禁書として通報された『十六朝記』に触れ直したのは、何らかの説明が必要であると思われる。『明史藁』の存在を知った以上、その朝鮮列伝の内容こそ彼らの焦眉の関心事であったろうし、その中で問題の「曲筆」が書き直されたとする、

<sup>147</sup>同上、2年2月辛未條 参照。しかし、この奏文の中、肅宗2年に接收した禮部咨文の「廢立始末 及莊穆王實迹 自有定論 竝無傍採私記」(註140 参照)を根拠として康熙帝がすでに「許史臣據實纂修……特未及頒示成書而已」という主張は、事実とは程遠い。

<sup>148</sup>『清實録』雍正4年5月己未條 「朝鮮國王李吟之四代祖李倧 在明天啓三年請封 當據該國宗族臣民稱倧恭順 因籲請統理國事 今該國王奏稱 有明十六朝記 直以篡奪書之 實屬冤誣 請刪除雜說 著爲定論 應如所請 俟明史告成後 將列傳內立李倧之事 頒發該國 從之」『清史稿』朝鮮列傳では、この記事が雍正5年正月にある。

<sup>149</sup>『英祖實録』卷10、2年7月甲寅條 「謝恩使兼陳奏使西平君橈副使金有慶書狀官趙命臣至自燕 上召見 以邦誣快雪 慰諭甚勤 賞賚有差」

<sup>150</sup>『通文館志』卷10、紀年續編、英祖大王3年條 「謝恩使回 禮部回咨內明史尚未告成 該國王遽請先頒 甚屬不合 嚴加申飭 云云」

<sup>151</sup>特に『明史藁』は雍正元年6月17日に内閣に転送、20日に御前に進送され、7月18日に明史館に收藏されたが(同書、王鴻緒の序参照)、同年12月、阿克敦などの中国弔問勅使がやってきたことを考えると、朝鮮の『明史藁』伝聞時期をこのごろと推定して良いだろう。

それ以上の弁誣外交は必要でなくなるが、反対に依然として「曲筆」が載っていたとすれば、『明史藁』朝鮮列伝に直接問題提起をするのが常識であるからである。この問題の究明のため、朝鮮が常に「曲筆」と主張し続けた該当の部分が、『明史藁』と『明史』朝鮮列伝に各々如何に記述されていたかについて検討してみたい。

まず、李成桂と李仁任との関係は、両書共にその問題に関連した『大明会典』の改正・頒賜関係の記事を詳しく載せていたために、宗系弁誣の余地はもはやない。しかし、太祖建国に関連し、『明史藁』は(1)「成桂遂廢瑤自立」と表現し、朝鮮の建国経緯の報告及び冊封要請の記事と明太祖の承認の記事の間に(2)「帝以高麗僻处東夷非中國所治 且事有隱曲 未可信」という文句を挟んだ反面、『明史』は(1)を「成桂自立 遂有其國」と変え、(2)でも「且事有隱曲 未可信」が削られた。

一方、仁祖反正に関連して、『明史藁』は(3)「(天啓)三年四月 璿為其姪倅所篡 倅称王太妃之意 廢昏立明……」に続けて、当時朝鮮への膺懲を主張した袁可立の上疏を(4)「璿果不道 宜聽太妃具奏待中国更置 奚至以臣篡君 以姪廢伯 所当声罪致討 以振王綱 倘謂封疆多事 兵戈宜戢 亦宜播告彼邦 明正其罪 使彼中臣民亟討篡逆 復歸廢主 果倅迫於妃命 臣民樂以為君 当退避待罪 俟朝廷赦罪之詔 然後襲位 如国初所以待成桂者 此又不得已之權」と縮約して載せた<sup>152</sup>、続いて8月には仁祖の冊封を求める朝鮮の昭敬王妃金氏の疏について、(5)上国と相談もせず、突然「易数十年之旧君 奄有三韓土宇」した仁祖の行為は決して弁明のできるものではないと前置きしたのち、(6)諸臣の様々な意見を紹介し、仁祖を「討叛臣 以赤心奉朝廷者」と見る人は毛文竜一人だけであり、(7)金氏の言葉も信じ難いので、(8)信頼できる大臣を派遣して実状を調べて、然るのちに決定しようという礼部書林堯俞の上疏を紹介した後、天啓4年4月の仁祖の冊封を(9)「時封疆多故 奄侍專權 故徇其意 許之 倅之得封文竜実主之也」と評価することにより、篡奪が不当に承認されたものにすぎないということを明白に言い表した。

---

<sup>152</sup> これは特に李成桂も篡奪者と決めつけた点で、一層朝鮮の立場を困難にさせ得る内容である。

それに比べ、『明史』は(3)を「国人廢瑄 而立其姪綾陽君倬 以昭敬王妃之命權国事」と変え、(4)においては「瑄果不道 宜聰太妃具奏 待中国更立」だけを残して、それ以下は一切削除したし、(5)・(7)も一切を削除した後(6)だけをそのまま残し、(8)も縮約し、(9)は完全に削除することによって、篡奪という印象をほぼ与えないようにした痕跡が歴然としている。

以上のような『明史藁』と『明史』の差異を、朝鮮の働き掛けによる成果と解釈するのが自然であれば、英祖2年に朝鮮の君臣らが『明史』の完成したことを告げられる前に火急なる措置が必要と判断したのも、他ならぬ『明史藁』朝鮮列伝の内容を確認したためではないか、という推論も許されるだろう。従って、当時彼らの弁誣の目標は『明史藁』の修正であっただろう。しかし、肅宗時の弁誣外交が史書私買の禁令に触れ、むしろひどい侮辱だけを受けたことを忘れなかったならば、『明史藁』の修正を直接に要求する愚を犯すことはできなかつただろう。肅宗初にすでに禁書と確かめられた『十六朝記』に再び触れたのは、このような墓穴を掘るのを避けるための方便と解されるが<sup>153</sup>、朝鮮が不満を持つに決っている『明史藁』をすでに編纂しておいた清朝が、その内容を知りながらも、表向きに言い出せない朝鮮の立場を知らないふりをして、原則的な約束だけをしたまま、『明史』の完成したことを告げられる後にこの問題を先延ばしにしたのである。この状況において、英祖3年、清の冷たい反応に再び出会ったとして、朝鮮が朝鮮列伝の先刊・先頒の要求をやめられないのは当然であった。英祖6年(1730)、必ずその改正に成功してから帰還すべしという厳命を受けた朝鮮の使行は、特に訳官金是瑜の活躍のおかげで、莊親王を動かす一方、明史館摠裁張廷玉などを説得して、いよいよその改正の具体的な語句まで、非

<sup>153</sup>先に指摘した如く、『十六朝記』が他ならぬ『皇明從信録』と『兩朝從信録』の合本であり、『皇明從信録』にも李成桂が李仁人の息子と記されたにもかかわらず、英祖2年の弁誣においてこの問題にまったく触れなかったことと、『明史藁』においてもこの問題は完全に解決されたことを考え合わせると、当時朝鮮が『明史藁』朝鮮傳の内容を入手したという私の推定は一層補強されるだろう。

公式にはあるが、一応の合意にこぎつけ<sup>154</sup>、翌年朝鮮の要求のままに修正された『明史』朝鮮列伝の頒賜を公式に要求できるようになった<sup>155</sup>。その後、一部の中国史官の反対など、若干の難関もあり、英祖も李太祖が「自立」したという表現に一抹の不安を表わしたものの、朝鮮の満足し得る朝鮮列伝の謄本を英祖8年(1732)5月に公的に手に入れた。そのみならず、問題の事件に触れそうな太祖本紀と熹宗本紀も私的に入手して、これ以上問題なしと確認し<sup>156</sup>、

---

154 『通文館志』巻7、人物、「金是瑜」「丙午隨辨誣使赴燕 即仁廟被誣於明史事也 先時屢請 未獲許 公竭誠周旋 竟得刪改 明史中以太祖大王受命時事 多誣逼語 庚戌節使行 上下教曰 今行 善周旋 必改而後歸 人皆難之 公獨自擔當 往見莊親王 又與摠裁官張廷玉留保等會于王府 反復爭陳 取皇明史 悉刊句語 如公言 上於筵中 獎之以明敏解事 賞之以奴婢田結」

155 『英祖實録』巻30、7年11月丙寅條 「謝恩使兼冬至使洛昌君檔 副使趙尚綱 書狀官李日躋辭陛 上召見之 教曰 本朝列傳刊出 先領事 當請之否乎 檔等對曰 賚咨文以去 當相機以呈也 上可之 又命以眞珠名馬 前使之約與尚明者即與之 毋失信於蠻貊」は、この公式的要求は賄賂まで供与して推進した前使の工作によって、すでに中国側関係官たちの協力が約束されたことをよく示している。

156 『英祖實録』巻31、8年5月甲子條 「正使洛昌君檔 副使趙尚綱 書狀官李日躋 奉明史朝鮮列傳 還自清國 上御時敏堂 受冊披覽 仍下問曰 我太祖朝事不可釐正云者 是誰之議耶 尚綱曰 漢人汪油敦也 上曰 此皆明史本文乎 尚綱曰 因明史而清人修之也 上曰 自立之自字終不得改矣 尚綱曰 明本紀亦有此二字 自古開國之際 此是例用之語也 上曰 蜀漢即正統 而朱子特書 漢中王自立 我朝事亦類此 然予心猶未釋然矣 檔又奉進太祖熹宗本紀曰 太祖本紀載我太祖朝事 熹宗本紀載仁祖朝事 而皆略書大綱矣……檔曰 此冊未見之前 憂慮實多 今則 宗系事列聖朝事 俱如意釐正 不勝萬幸」 一方、『清世宗實録』巻116、雍正10年3月丁卯條 「查現今明史尚未告竣 該國王所請伊國列傳 應俟明史告成 再行刊發 得旨 部議甚是 但該國王急欲表先世之誣 屢次陳請 情詞懇切 著照所請 將朝鮮列傳 先行抄録頒示 以慰該國王懇求昭雪之心」も朝鮮列伝の先頒を特別な配慮と強調しているに止まり、太祖本紀と熹宗本紀には全く触れないのを見ると、この本紀らは使行が明史館から私的に抜き出したに違いない。

英祖15年2月、その印本を頒賜されたことによって<sup>157</sup>、『明史』編纂をめぐる弁誣外交は朝鮮の成功に終わった<sup>158</sup>。

『明史』朝鮮列伝の刊行・頒布は朝鮮の君臣たちに、いずれにせよ清の禁令に背いた密輸品に他ならない私撰史書に対しては弁誣しない、という名分を提供し、実際これは英祖15年、朝鮮列伝の印本を持ってきた日から適用された原則でもあった<sup>159</sup>。従って、英祖47年に朱璘の『明紀輯略』と陳建の『皇明通紀』に改めてふれたのはこの原則を破ったのであり、最初に問題の史書が報告されたとき、左議政韓翼蕃が私撰という理由で、弁誣の必要がないと自信を込めて言い張ったのも<sup>160</sup>、この原則に英祖もすでに同意していたためであろう。しかし、一応弁誣論に軍配が上がっても、正史がすでに刊行済みの状態であっただけに、再び正史による是正は期待すべくもないことを考えると、朝鮮の要求が問題書の禁圧・焚書・毀板、あるいは問題記事の削除された新版の刊行になるのは充分予想できる。しかし、清朝の利害とはあまり関係のない朝鮮関係の「曲筆」数行によって、清が朝鮮のために焚書毀版までしてくれると期待するのが現実的に無理だとすると、朝鮮の要求は結局、改訂版の刊行になるしかなかっただろう。英祖47年の朝鮮の要求が問題記事の「刊去」

<sup>157</sup>同上、卷48、15年2月己卯條 「奏請使金在魯等至自燕 以刊改明史朝鮮列傳來 上命具龍亭鼓吹 使臣陪進敦禮門 上御宣政殿 在魯奉史冊跪進 上跪受」

<sup>158</sup>『通文館志』卷7、人物、「李樞」 「皇明史載我仁祖反正時事 語多誣蔑 雍正丙午遣辨誣使 請改史 使相續凡十三載 上輒命公隨焉 竟得準請 辛亥先頒謄本 乾隆戊午又頒印本 其始終周旋 皆公力也」は先に触れた金是瑜の活躍ぶりと共に、当時弁誣外交の実質的な主役が訳官であったことをよく示している。

<sup>159</sup>『英祖實錄』卷48、15年2月己卯條 「然(金)在魯又有持來冊子 而所書我朝事 又多訛誤 上痛之 問 諸臣對以正史今已印刊 野史小説有難一一請改 且是潛買來者 則又不可奏辨也」

<sup>160</sup>同上、卷116、47年5月庚申條 「(韓)翼蕃等曰 雖已辨誣 草野則尚傳叵測之說 故作史者 鳩合纂輯 而決非金樞之文矣 上曰 如此則無辨誣事矣 翼蕃曰然」

であったことは<sup>161</sup>、清が焚書・毀版を受け入れないかもしれないと憂慮したためであると解釈されるが<sup>162</sup>、純祖21年の『皇朝文獻通考』哲宗15年の『廿一史約編』の場合も同じ要求が清に求められた<sup>163</sup>。

史書禁輸の禁令に触れないように、北京の書肆で「初めて発見」した史書を証拠として提出したかたちをとった<sup>164</sup>朝鮮の要求に対して、清の反応は少なくとも表向きはおおむね好意的であった。まず、勅撰の性格上、清朝の好意如何によってはもっとも容易に改正できる『皇朝文獻通考』の場合、その記事が朝鮮の上奏文に基づいたものだけに、一方的な「曲筆」ではないとしても、朝鮮の切なる要請をあえて拒絶する必要もないと判断した清は問題記事の削除を約束し<sup>165</sup>、その証拠として改訂版一部をすぐに朝鮮に頒給した(1822)<sup>166</sup>。

---

<sup>161</sup>同上、卷116、47年5月丁卯條 奏文 「上項所陳通紀輯略二書中 悖語之有關小邦者 亟降明旨 竝行刊去 以慰微臣冤鬱之情……」

<sup>162</sup>同上、卷116、47年5月辛酉條 「(韓)翼馨曰 雖請焚書毀板 彼之聽答 未可必 故以是爲慮矣」

<sup>163</sup>『清史稿』朝鮮列傳、道光元年條 「公奏言……皇朝文獻通考 四臣謀逆事覺伏誅等語 乞更正」 同治2年條 「畧奏稱 先世被誣 壑將謬妄書籍刊正」

<sup>164</sup>純祖と哲宗時の状況を伝える記録は確認できなかった。ただ、『英祖實録』卷117、47年10月庚辰條 「(金)尚哲曰 書狀官率去人 李鴻祥買得綱鑑纂要 然後以此爲質而得請 若論其功 則得此冊者 功之首也」からわかるように、証拠用の問題史書を朝鮮から持っていかず、わざと北京で買い直すことがもっとも重要な仕事であったが、これは史書収買の禁令を避けるためのことであったと解釈するしかないので、その後もこの手続きは必ず踏んだものと考えられる。

<sup>165</sup>『清宣宗實録』卷27、道光元年12月辛巳條 「……通考所載 係李昉奏報 至情之眞僞 事之反覆 遠隔數千里 無由深考 即趙泰奏伏誅 該國亦曾奏到 而於金昌集等被誣之處 竝未敘及 是其誤由該國聲敘不明 竝非纂修之訛 今既肫誠籲懇 爲祖雪冤 實係爲人子孫之情 且事經九十餘年 該國臣民竝無異言……似無疑義 應請刪去此條 以昭傳信 從之」 一方、『純祖實録』卷25、22年正月己未條の陳奏使の馳啓によると、当時の禮部漢尚書汪廷珍は「欽定冊子 事體自別 遽難刊正」と主張したが、滿尚書文学の「忠逆之判 昭然無疑 刪去其句語 允合從實」という反論で改正されたという。

<sup>166</sup>『欽定大清會典事例』卷509、禮部、朝貢、賜予4、道光2年條 「頒給朝

しかし、私の確認した光緒8年(1882)浙江書局上版『皇朝文獻通考』には、問題の記事がそのまま載っているのを見ると、朝鮮に頒給された一部だけ刊正したことも推測される。一方、英祖47年(1771)の場合も、『明紀輯略』は乾隆22年(1756)にすでに禁書として廃棄されたものであり、陳建の『皇明通紀』はすでに書肆から消えて久しい書であったので<sup>167</sup>、清はそれほど負担を負うことなく、朝鮮に対して大きく面目を立てられる事柄であった。すなわち、この両書はすでに中国には流通していないので刊正の必要はなく、もし朝鮮にまだ流伝していたならば、朝鮮国王自ら焚書してよいといい、また各地方官に対し禁書断行をもう一度喚起する誠意を清は見せたが<sup>168</sup>、いずれにせよ禁書と事実上絶滅した書の刊正要求自体が情報の不足から出た間違いだったので、朝鮮もそれ以上期待する状況でもなかったのだろう。

しかし、『廿一史約編』は禁書でないだけに、問題が異なっていた。清はこの場合においても、『明史』編纂以前の見聞の足りない村塾の士による私撰にすぎず、それに中国においてはすでに長らく流通していないので、これもまた刊正の必要まではないという立場を表明する。とともに、各省の学政に朝鮮関係の事実は欽定の『明史』が標準であり、『廿一史約編』は参考にすべからざるものであ

鮮国王 文獻通考所載 該國四臣金昌集等証案 已刊正者一編」

<sup>167</sup>英祖47年の朝鮮の陳奏文が、問題の内容のある陳建の『皇明通紀』を、本来それがなかった嘉靖本と間違ったことは先にも指摘したが、実際は前者、すなわち『皇明通紀從信録』も禁書であったにもかかわらず、清が朝鮮の誤解をそのまま受け入れ、その「不行」だけを指摘したのは、禁書も時々流通する場合があるが、この嘉靖本は当時では本当に手にし難い状況であったからではないかと思われる。

<sup>168</sup>『英祖實録』卷117、47年10月辛酉條「陳奏使先來所賚回咨 其文曰 禮部爲議奏事 查朱璘輯略 於乾隆二十二年 經陞任浙江督撫 臣楊廷璋等奏請 將板片書本 通行查繳銷毀在案 其陳建通紀 臣等通訪京城內外書肆 並無售者 是二書在中國 久已不行 更何所容其削改……若陳建通紀 朱璘輯略 該國或尚流傳 自行查禁焚銷 永杜疑竇……行文直省各督撫 將前項曾經禁止書籍 或有銷毀未盡之處 再行申禁 無許私藏 通行曉諭」

ることを各学教に通報させることで、事を済ませようとしたようである<sup>169</sup>。しかし、基督教会の設立した登州文会館の1891年正斎第5年次の課程表に、『廿一史約編』が入っていたのを見ると<sup>170</sup>、清側の主張とは異なり、この書が初級用史書としてかなり普及したことは定かである。朝鮮も今度は清の釈明に満足しなかった。そこで朝鮮は、朝鮮で通用している書の中にある、問題の8字「仁人子成桂又廢之」を「王氏失政 又無嗣繼」と改正することを許され<sup>171</sup>、直接中国の書肆の書を合わせ集めて刊正したのである。1863年2月に出発して5月に一応任務成功の馳啓を申し上げ、7月に帰ってきた陳奏使の復命によると、彼らは書肆の書30余件を刊正し、その中の1帙を買ってきて承政院に納本したという<sup>172</sup>。

ソウル大学図書館と奎章閣所蔵の『廿一史約編』を確かめてみた結果、上洋江左書林蔵板は朝鮮が憤慨していた内容がそのまま残っている反面、藻思堂蔵板(奎字3955)は朝鮮側の記録どおりに8字が改正されていた。残念なことに、前者の印行年代が明記されておらず、後者の刊行との前後関係は確認できなかった。しかしながら、少な

169 『清史稿』朝鮮列傳、同治2年條 「今昇因見康熙年間鄭元慶所撰廿一史約編記載其國世系多誣 籲請刊正 約編所稱 康獻王爲李仁人之子 實屬舛誤 惟係在明史未修以前 村塾綴輯之士 見聞未確 不免仍沿明初之訛……約編一書 在中國久已不行 亦無所用其改削 著各省學政 通行各學 查明曉諭 凡朝鮮事實 應以欽定明史爲正 不得援前項書籍爲據 以歸畫一 以昭信守」

170 李桂林主編『中國教育史』(上海教育出版社、1987) p.282 參照。

171 『通文館志』卷11、紀年續編 「禮部咨復據李尚迪等呈稱 小邦國王祖先因康熙年間鄭元慶所撰內 有訛傳八字 已蒙諭旨頒下更正 今職等應再呈請 將所撰訛傳八字 即改正 王氏失政 又無嗣繼 八字 另咨小邦國王 便鐫刻等於 查廿一史約編 訛傳八字之處 業經奉旨 通行曉諭 茲據呈請 更正相應 行文該國 於該國書籍內 將訛傳八字即行更改可也 云云」

172 『純祖實錄』卷15、14年5月甲戌條 「陳奏使……自燕京離發 先馳啓 以爲臣等 去月二十二日 呈文禮部 原冊一帙購去 呈納于復命之日」 7月壬辰條 「尹致秀奏曰 聖孝純篤 殊俗孚感 使事順成 萬萬慶幸矣 市廠三十餘件 已爲改刻 一帙 今行購來 昨已呈納于承政院矣」



くとも一部の版本ではあるものの、このように速やかに改正されたことは、「曲筆」弁誣の外交史上、もっとも成功したものであるといっても過言ではないだろう。それには数百年にわたる弁誣外交の蓄積された経験が大いに役に立ったと考えられる。ところが、朝鮮王朝の最後の弁誣外交が、結局、開国以来の古びた問題であったことは、朝鮮政治の硬直した形式主義、そしてその必然的な結果でしかない「浪費」を想起させる。

## (二) 国内禁圧

朝鮮時代のような社会において、祖宗にする「とても口にするに忍びない誣蔑」の載っている書籍を禁圧しないことは想像もできないが、弁誣外交にあれほど熱心であった朝鮮王朝が、この問題に関心を注いだ唯一の例は英祖47年のみであり、それも問題史書の禁圧を要求しながら、その流通を放置するのは論理上問題があるという発想から始まった。かくして、突然『明紀輯略』を輸入した使節一行を調べ、その三使臣(正使・副使・書状官)の革職と配流を求める意見が申し出された。英祖は自分が積極的な態度を示したにもかかわらず、前日に続き弁誣不必要論を主張した左議政韓翼馨の意見にも比較的大人しく反駁していたが、急に態度を変えて怒りを爆発させ、三使臣の処罰とともに、積極的に批判していなかった入侍三司を革職し、直ちに弁誣使の派遣を決める一方、弁誣使臣が成功裡に仕事を終えて、帰ってきて初めて「普通に寝食ができる」として「減膳撤樂」を命じ、非常事態の雰囲気を作った後<sup>173</sup>、『明紀輯略』の販

<sup>173</sup>『英祖實録』卷116、47年5月辛酉條 「上曰……左相爲不足辨誣 夜臥更思 則此書留置宇宙一日 則一日不孝 二日則二日不孝也 卿等各陳所懷焉……左議政韓翼馨曰 駭痛至極矣 正史已頒 昭如日星 則此不過彼人私自記述 以爲取利之資 其不足申明矣 何如是過煩聖心耶 上曰 左相之言甚緩矣……副應教鄭象仁請時三使臣削職 持平宋德基請陳邊遠竄 上皆不答 教曰……此等文字雖得於燕市 敢裝黃以置 先罪我國使臣 續當奏聞……嗚呼 雖不能挺身赴燕 買來朱璣皮肉 爲今日入侍三司 焉敢不齊聲請討 其時買來三使臣 亟施存棘之典 入侍三司並削職 使名曰 陳奏……使臣復命 雖不可豫待 渡江然後 可食可寢……自今日減膳撤樂」

売・所持者に対する大々的な獄事を巻き起こし始めた。

申告者の朴弼淳によると、彼の提出した『明紀輯略』は、錦城尉朴明源がほかのところから借りてきてまだ読んでいないものを又借りしてきたものであるといったが<sup>174</sup>、取り調べの結果、故牧使徐宗璧の印章があることが明らかになった。そこで彼の息子である義城県令徐命敏の逮捕と、徐宗璧の「追奪官爵」の処分をひとまず下した後、持ち主の自らの届け出を命じた。自己申告者は罪の軽重により、刑訊、あるいは島嶼への配流に処するとともに、特にその書を買ってきた訳官を籍没（家族・財産の没収）して奴婢とし、海島に配属するという強硬方針が決まり、英祖自ら逮捕された書籍の仲買人を訊問して、その書の販売状況を直接調べた。その結果、まず金履復・沈恒之などが処罰され、続いて偶然に買っただけでまだ読んでいないという李義天と、書籍の仲買人である裴景度の両人が「青坡橋 臬示 江辺懸首 三日」に処分され、その妻子は官奴婢に籍没し、黒山島に永久に流配された。また申告した朴弼淳も英祖との対話の中で、「磬派誣史」云云したとの理由で、褒美として拔擢された同副承旨を革職せられ、淮陽府に流された。とくに故判書李玄錫の撰した『明史綱目』に朱璘の文章が引かれていたとの報告により、李は死んでから70年近くになるにもかかわらず「追奪官爵」されたし、各史庫に保管された『明史綱目』も今後虫干しの時、洗草せよと命じられた。続いて冊居間8人がまた黒山島の官奴になって流された。

この渦中において弁誣使が派遣されたが、英祖は『明紀輯略』は一日もこの世にあってはならない書であること、従って、撰者朱璘と序を書いた張英の「肉を食らい、その皮を敷いて寝ることはできないとしても」、せめてその書を買った者を懲罰せねばならないという強硬な立場を再確認し、各地方官にその書の徹底的な索出及び焚書を指示する。それとともに、隠匿者には逆律を適用するということを通告した<sup>175</sup>。訳官と書籍仲買人への審問過程において、

---

<sup>174</sup> 『英祖實録』卷116、47年5月庚申條。以下、注なしにこの事件にふれたのはすべて同47年5月から7月までの該当記事を参照したのである。

<sup>175</sup> この事件で桂徳海とともに親鞫を受けた宣川府使李應燾の供述中「伊後

朱璘の号の青菴を口にした(尊敬の意味を込めている)という罪目で、鄭霖・鄭得煥・尹懋が河原で梟首され、彼らの妻子は「絶島爲奴」の処分を受けた。また『青菴集』を捜索するという名目で、百名に近い訳官たちがじりじりと灼けつくような真夏の日差しの中に裸の状態で晒され、死ぬほどの拷問を受けた末、50余人が「決棍十二度」に処分されたりした。また首医許燧の息子の許寛は、『明紀輯略』所蔵の罪により、一旦南海県に充軍された後、直ちに梟首された。

さらに、宣川訳学時に関西の名士として知られた桂徳海という人の家から『明紀輯略』の謬語と同じ内容が載っている陳建の『皇明通紀』を見つけたという訳官高世讓の供述は、この獄事を拡大させた。英祖はまず『明紀輯略』の弁証のためにすでに出発していた使行を国境に待たせ、『皇明通紀』の問題が追加された奏文を書き直して送る一方で、高世讓を親鞫して申告が遅かったとの罪目で処刑し、彼の二人の息子も黒山島に流した。続いて逮捕・押送された宣川の儒生桂徳海と、彼の二人の息子及び徳海からすれば20余親等の桂徳新<sup>176</sup>、そして宣川府使在任時に桂徳海から『皇明通紀』を借りたという李応懋も英祖の親鞫を受けた。彼らはみな書を見たことはあるが、決して問題の内容を見たことはない最後まで耐えて結局放免されたが、桂徳海が竜馬所殺置に保管した『皇明通紀』に問題の文句があるとの事が確認され、各処に所蔵されていた『皇明通紀』の洗草が厳命された。これは中国書籍の販売流通と訳官との関係を改めて傍証した事件であった点で注目されるのだが、それは宣川に司訳院の外任があり、桂に1743年に書を買ったという書籍仲買人が

---

陳奏使行後 營關嚴命州郡間 如有此等藏置者 當用一律云 故即邀桂徳海 使之知委村間 又言 君家通紀 如有此等罔測之說 即爲投火可也 答言 罔測之說聞在於會纂中 而通紀則元無此等說 云云」は、当時各地方官がこの命令に徹底して従ったことを示す端的な証拠といえよう。桂徳海『鳳谷桂察訪遺集』巻10、「供辭」参照。

<sup>176</sup>『英祖實録』には「買冊人」桂徳新が英祖47年6月壬午に訊問され癸未に放免されたと記されているが、『鳳谷桂察訪遺集』巻10に収録されている桂徳海の「供辭」によると、徳海とは20餘親等である徳新は山寺に勉強し、科擧に及第した後役職を得るために上京したので、徳海の家には『皇明通紀』があったことも知らなかったということであった。

訳官の息子であった<sup>177</sup>からである。

この獄事はその性格上、訳官がその最大の被害者にならざるを得なかったとすれば、それに先に指摘したように、当時の状況が対中国貿易と絡み、訳官にある種の弾圧が予想された時期であったとすれば、このように神経質で、無原則で、苛酷な一連の獄事が<sup>178</sup>続いた理由は、単純に中国に問題書の禁圧を求めるための布石でも、英祖の感情的な暴挙でもなかったことを窺わせる。従って、この事件への度をすぎた追究は、対中国交渉において欠かせない実務要員である訳官の抹殺を直ちに意味するのである。英祖が改めて訳官の活躍ぶりを述べた『通文館志』を読み、「これからは誰が国事を担うのだろう」と憂慮し、自分の度外れの感情的なやり方を反省して、連累した訳官の赦免と、その間の関係者への奴婢籍没を取り消すことで、この獄事に結着をつけたのは<sup>179</sup>前判書嚴璘を嚴璘と改名まで

<sup>177</sup>『鳳谷桂察訪遺集』巻10、「供辭」参照。

<sup>178</sup>朴弼淳の問題提起自体に対しても極めて批判的であった(前述)『英祖實録』の史臣たちは、当時の処罰の不公平についても次のように辛辣な非難を浴びせた。つまり、「誣史之獄 前後戮死者 殆近十人 甚至(鄭)得煥目不識丁 (鄭)霖(尹)懋之口誦冊名 (高)世讓之應募直對 亦皆不免 刑杖之濫 已無可言 而借藏十數年之朴明源獨無事 則以貴近故也 可勝歎哉」(47年6月庚辰條)。また桂德海・李應懋の放免についても「今桂德海買歲多年 況且能文 寧有不見之理 應懋以武夫而借置 政如許寬之 以醫官而買治 其賧分則一也 德海應懋俱全生 如寬等諸人 豈獨無冤乎 刑政之失平如此 而上自大臣 下至三司儒臣 前後無一人 爲之匡救者 可勝歎哉」と嘆いた(47年6月己丑條)。

<sup>179</sup>『英祖實録』巻116、47年6月丙申條 「上命入通文館志 覽之 教曰…今番因所重 處分不可不嚴 而靜臥思之 此後此輩 孰能擔當國事乎 取通文館志 命讀寓意 噫 今予此舉 憤痛而然矣 雖然 此輩何以措手足 被罪諸譯官 特爲赦宥 許寬之父燧 一體放送 領議政金致仁曰 今番殿座時 諸罪人用法 盖出於不勝憤痛之聖意 而至於收斂 尤其是法外 所關不些 臣業欲陳達 而嚴畏不敢矣 上命特寢收斂 下教」一方、実録の史臣は金致仁の收斂取消の建議についても「因放縱之命 僅以數語 只請收斂之還收 不及李玄錫徐宗璧之追削 盖以李義天鄭得煥 爲老論巨族 故乃敢請寢收斂 而李徐追罪之冤 置而不言 致仁胸中 都是一黨字而已矣」と非難しているが、これは史臣の反老論的立場を明らかに示

させて、朱璘への極端な憎悪を覚えつつ展開された<sup>180</sup>、この獄事の性格をよく示すように思われる。

しかしながら、この獄事が『皇明通紀輯要』の編纂という副産物をもたらしたことは非常に興味深いことである。これは李玄錫撰『明史綱目』の洗草が決まり、『皇明通紀』もまた参照できないことが確認された直後に発議されたものであり、当時の重臣たちが、今は明史らしい明史が一つもないので、この機に「父母の国」明の正統を継承するという趣旨で明代の通史を編纂しようという意見を打ち出し、これに対して英祖は洪啓禧と黄景源に、明史に関する資料を集めて参考にし、主に李玄錫の『明史綱目』を増刪する線で新しい明史を編纂するように、と命じたのである<sup>181</sup>。

しかし、『皇明通紀』の全国的な洗草を命じた(47年6月庚申)翌日、英祖は『皇明通紀』の中から誣語だけを取り除いて、印行し直すことを決め、自分が先王と一緒に朱紅懸吐をつけ講読した『皇明通紀』をその底本として与えた。また自ら小序をつけることにする一方、書名は『皇明通鑑』と一応定めるというもう一つの措置を取った<sup>182</sup>。

すのみならず、全体的にこの獄事が老論に有利に捌かれたことを推測させる。

<sup>180</sup>同上、卷116、47年5月戊辰條 「前判書嚴璘 改名嚴璠 盖以與朱璘同名 故大臣陳達 改之」

<sup>181</sup>『英祖實録』卷116、47年6月乙亥條 「上曰 今則 璘系辨証事 輯略之外 又有通紀矣 啓禧曰 通紀三人各著書成……若夫稗說之雜出者 元不足數矣 此明史綱目 即李玄錫所撰次 多有關誤 而今以朱璘名字之載録 已盡洗草 從此我東無一部明史 實是缺典 上曰 何以則好耶 領議政金致仁曰 宋朝修唐書時 命歐陽脩韓琦 設局撰成 今不必多人 啓禧有史學 可以任之 判中樞李昌宜曰 我國之事 皇朝義同內服 不可無一統之書 今若使此人 撰成全書 則尤有光於設壇尊周之盛意矣 啓禧曰 皇朝即我父母之國 今於滄桑既變之後 追撰遺史 誠是傷痛之事矣 上曰 因一凶璘 遂使明史泯沒於我東 可勝歎惜 命啓禧裒集明記蹟諸文字 取來鼎足山史庫所藏明史綱目 增刪編摩 卓成一統信史 前大提學黄景源 亦領同管校讐」

<sup>182</sup>同上、卷117、47年7月辛卯條 「上曰 皇明諸史 一並洗草 恐涉如何 予欲拔去誣語 更印一本 領議政金致仁等 皆以聖教爲至當……致仁曰……夾侍昌德宮寶文閣 有所儲 仰奏 上喜 遣中官取來 即先朝與

一方、崇禎戊辰紀元後三辛卯 流夏 下弦日(1771年7月)紀年の『皇明通紀輯要』御製小識には次のような内容が見られる。つまり、

国家があつて以来、すべて信史があつたはずであるが、皇朝の草野で記された野史はその名も多く、文章も煩雑で会典の日月のように明らかな文章に準ずるものではなかつたことから、今回の陳奏がなされることになつたのである。まず『明紀輯略』が心腸と肝胆を落したが、続いてこの『皇明通紀』を目にすることになつた。嗚呼、皇朝の勅撰でもないこの書を、どうして一刻でも天地間に置くことができるだろうか？(そこで)すべて洗草を命じたが、考え直してみると、あまりにひどい文句だけ洗滌すれば、本文は皇朝の記実である。それにこの書は曾てすでに御講読を経たもので、なくすこともできない。……道を外れた文句を刊正し、本紀の名目を保存したので……幸に宝文閣から曾て(進講時に)進呈した朱吐本を得、……校正して印行に付したので、……。

これはあたかも『皇明通紀輯要』が『皇明通紀』から問題の文句だけを削除したかのように主張している。しかし、実際に『皇明通紀従信録』と比較してみると、相当縮約されたことが明白ではあるが<sup>183</sup>、ともかく、『皇明通紀従信録』とその包括時期は(元の至正11年から明の天啓7年まで)一致し、これが英祖47年7月戊辰に英祖が親受した「新刊皇明通紀」<sup>184</sup>であつたことには異論はないだろう。従つて、これはわずか7日前の同年7月辛酉に、洪啓喜と英祖が洪武元

---

當儲進講兩帙 而各爲二十冊 皆以朱紅懸吐者也 上命下番儒臣洪檢第其卷次 又命大臣圍其謬語條 遂命開局更印 親製弁卷小序 後因大臣陳達 明通紀中 我朝姓字 大書之 諱則以小註書之 冊名則改之以皇明通鑑」

<sup>183</sup>編纂期間が1ヶ月にすぎなかつたことを考えると、むしろ朱璘の『明紀輯略』から問題の文句だけを削除して、天啓年間までのみを収録した可能性も高いが、『明紀輯略』を入手できなかったため、これ以上の臆断は避けることにする。

<sup>184</sup>同上、卷117、47年7月戊辰條 「上親受新刊皇明通紀 監印官黄景源賜臯比監董官洪檢 命加資」

年(戊申)から崇禎17年(甲申)までの『皇明通紀』とその以下、清と問題になる恐れがあるが、朝鮮の立場からすれば保存せざるを得ない南明史蹟を記述した別冊『皇明遺聞』を姉妹篇として編纂・刊行するとの原則に合意した<sup>185</sup>編纂事業とは別に推進されたことが明らかで、『皇明通紀輯要』の完成したことを告げられると共に褒美を受けた関係官のなかに洪啓禧が入っていないのも(註184参照)他ならぬこのためであろう。

そうすると、当時英祖は、洪啓禧の責任で、李玄錫の『明史綱目』を底本とした綱目体の明の通史(洪武元年から南明まで)と、黄景源の責任で、『皇明通紀』を底本とした至正11年から天啓年間までの通鑑体明史を同時に編纂させたに違いないが<sup>186</sup>、問題は綱目体の明の通史の行方である。私の管見の限り、この告成(完成したことを告げること)はなされなかった。そうすると、その理由は何だろうか? この問題の解明のために、当時朝鮮で編纂された綱目体の明史である李玄錫の『明史綱目』と、南有容(1698-1773)の『明書纂要正綱』(18巻、9冊)を思い浮かべよう。前者は洪武元年から崇禎17年までだけを記し、至正12年以後洪武以前、及び崇禎17年以後南明永暦5年(1651)までを補遺としている反面、後者は李が南明を附録としたのを批判し(自序参照)、太祖から永暦13年(1659)までを一括して叙述す

<sup>185</sup>同上、巻116、47年7月辛酉條 「召見奉朝賀洪啓禧 問綱目印役 教曰 卿見風泉録乎 創業之正大 未有如高皇帝 殉社之從容 未有如烈皇帝 予之心欲 始於戊申 訖於甲申者 是矣 卿以爲何如 啓禧曰 頃日奉朝賀南有容 以乙酉以後事 不當爲附録之意 仰奏 而臣則 以爲今日事體 與朱子修綱目 皇朝諸臣修宋元綱目時 有異 不可用漢宋末 特書正統 分註列國之制 今則 清史未出 立統分註 已無可論 臣之欲繼書 弘光以下 於崇禎之末 不用史例 但念我國於皇朝 便同內服 皇朝遺裔之南渡恢復者 不可不知 弘光以後史 雖極草草 猶勝於泯沒也 上曰 其書大清兵等語 不欲見之矣 啓禧曰 臣意亦恐事實之泯沒 欲別成一書 與皇明通紀并印 雖微必録 雖煩勿殺 以爲傳後之計矣 其書名 亦名以三燼紀矣 上曰 燼字不可 皇明遺聞 如何 啓禧曰 此則好矣」

<sup>186</sup>上掲の注において、英祖が洪啓禧に「綱目印役」の状況を聞いたことと、『皇明通紀輯要』の書名が最初は『皇明通鑑』と予定されたことは、両書の体制の差異を端的に示す。

ることによって、南明政権の正統性を強調したが、彼が当時綱目体明史の編纂責任者である洪啓禧に、乙酉年(1645)以後の南明史を附録にまわすのは不当であると説得したのは(註185参照)、この立場を再闡明したものである。

そうすると、洪啓禧と英祖が合意した体例は事実上、李玄錫の『明史綱目』の体例を支持したものであることは確かであるが、5月戊辰に『明史綱目』の洗草を厳命した英祖は、自分の度を過ぎた措置を後悔して同年7月甲辰に、問題となった朱璘の評語のみを削除した新刊『明史綱目』を5ヶ所の史庫に収蔵させる一方、臣下たちにも頒賜したばかりでなく、『皇明通紀輯要』の告成のすぐ前日である7月丁卯、李玄錫の「追奪官爵」の処分を取り消した。これは李玄錫の官爵追奪と『明史綱目』の洗草をきっかけに提起された綱目体明史編纂の必要性を事実上消滅させたにほかならない。さらにその後間もなく、『明史綱目』の体例に反対した南の『明書纂要正綱』の体例はもちろんのこと、その内容にも大きな不満を感じた英祖は、書は洗草、南は「不敍」に処分し、また『明史綱目』の「仍存」を命じ、以後史書の私撰を禁じる法令まで整えた<sup>187</sup>。これは『明史綱目』を事実上勅撰と認めたにほかならないので、洪啓禧に委任された綱目体明史の編纂はこれ以上進める必要がなくなったのだろう。

とにかく、『明紀輯略』の弁誣をきっかけに始まった問題史書の売買・所持にする禁圧は、多くの人々に苦痛を与えながら、『皇明通紀』を縮約して急造した『皇明通紀輯要』の刊行と、李玄錫の『明史綱目』の改正・新刊という副産物こそもたらしたものの、その反面、南有容の『明書纂要正綱』を洗草し、史書私撰の禁令までできてしまったことによって、結果的に同時代に清において行われた学

---

<sup>187</sup>同上、卷118、48年正月壬戌條 「召見大臣編輯堂上 命施奉朝賀南有容不敍之典 上曰 南有容所纂明史正綱 語甚蘊藉 故今命入侍矣 今聞大書 其綱與紫陽同 非夫子春秋則不可也 於吳三桂事 大異所聞 若不嚴飭 後弊勝言 即令洗草 依前下教舉行 明史綱目 仍存 又教曰 其在尊周之義 事當諱也 其人既死墉下 而陪臣何敢特書一字於其綱乎 以夫子之聖 春秋慎焉 敢若此 奉朝賀南有容 施以不敍之典 又教曰 敢體紫陽筆法 有無限弊端 況名以正綱 其亦僭猥 豈比於補編原流 此後關係史記者 不敢私自纂輯事 定爲令甲」



ぶ必要のない文字獄より、一層硬直した文化政策を取る愚を犯させたのである。『漢書』古今人表の僭濫をいやがった余り、内府所蔵のすべての『漢書』からその剔去を命じた正祖の暴挙<sup>188</sup>、そして中国書籍の全面的輸入禁止を強行した彼の武断性も決してこのような政策と無関係ではないとすれば、中国史書の「曲筆」を弁証しようとした朝鮮の熱意は、逆に自己束縛的な文化政策を招いたことになったのではなからうか？

## 5. 結びに

莫大な経費を使って、中国を公式・非公式に説得し、大体満足し得る反応を得られると、朝鮮は「前例のない大慶事」と強調して、中国に再び感謝の使節を送る一方、大々的な自祝行事を開くのが慣例であった。これはおおむね『大明会典』の改訂版入手の時の慶祝行事が先例になったが、まず祖宗の無念を晴らしたことがらであったため宗廟告祭が必須的であったけれども、この「輝かしい成功」を収めた王の功績を誉め立てざるを得ず、尊号が奉上されたり、慶祝増広試が行われたりした。とりわけ英祖47年には全州に始祖の徳を称える肇慶廟を改めて建設した<sup>189</sup>。私はここでこの政治的「自祝」を一々紹介する必要を感じない。ただ、たとえば光海君8年の場合、尊号問題をめぐって5月から8月まで3ヶ月以上ほぼ毎日(時には一日に数回も)行われた政治劇、つまり、尊号の採納を懇請する臣下らの「忠誠」と、これを重ねて辞讓する君王の「謙讓之徳」の競争が繰り返された(それも大獄事が行われ続けている最中で)記録を見る際、私は「空虚なる政治的浪費」とは何かを実感せざるを得ない。

もっとも、祖宗にする「曲筆」が当時の君臣らに与えたはずの特

<sup>188</sup> 『弘齋全書』巻164、「日得録」p.16、「班固古今人表 強立等差 上上下下 自上聖而至下愚 只分九界 斯已妄矣 而若其甲乙乖錯 不勝指摘 記載疎謬 又多破綻……即取内府所藏漢書諸本 一切剔去此篇」

<sup>189</sup> 『英祖實録』巻117、47年9月癸亥、10月戊辰・壬申・甲戌・戊子・辛卯條等参照。

殊な意味を現在の立場から論難することはできず、彼らの「涙ぐましい」弁誣への衷情も理解できなくもない。しかし、当時から、それが結局徒な「平地風波」にすぎないとの見解があったにもかかわらず、莫大な人的・物的浪費を避けられないのみならず、中国に不必要な低姿勢に出るしかない弁誣外交が、国内の政治劇需要とあいまって、これほど頻繁に行われたことは朝鮮の悲劇であった。もっとも、私もまたこの「浪費」が当時の政治的安定、あるいは体制理念の強化にある程度寄与したことまで否定するつもりはない。しかしながら、これは「政略」、あるいは「理念」の問題であって実際の政治ではないとすると、これほどたくさんの精力を朝鮮の君臣たちが政治ではない「政治ごっこ」に消耗したといっても、度をすぎた酷評ではないだろう。そのような「政治ごっこ」は真正なる「経世済民」を通じた政治と体制の安定とは無関係であるからである。

それに比べ、中国の史書禁輸政策はどうだろうか？中国学者たちの常識では、経と史の分離は考えられないことであろう。経は人間の具体的な生の過程から抽出した理念的典範であり、史は人間の生そのものであって、経の具体的な演變の実体であるからである。すなわち、経のない史は典範が存在しない「禽獸夷狄」の世界であり、史のない経の世界は発展と変化が停止した状態を意味する。とすると、中国が周辺民族に経を開放した反面、史への接近を原則的に封鎖した意味は自明である。すなわち、彼らは「中国的典範」に化石のようにとらわれた周辺民族は「恭順な藩臣」であるだけで、「脅威的な隣人」に成長できないものと判断したのである。これこそ「国際政治」であり、少なくとも「理念の遊び」ではなかった。しかし、自ら「皇朝の内服と同一」なる存在とあって、「小中華」を自称し、甚だしくは明が滅んだ後には「唯一の中華」と自負したりした朝鮮の君臣たちは、果たして彼らに史への接近が拒否された意味をどのように理解していたか気遣わしい。

言うまでもなく、朝鮮は中国史書の密買に積極的であり、輸入された史書を始め、中国書籍の独自の刊行にも大きな熱意を見せた

し<sup>190</sup>、朝鮮学人たちが自ら著した中国史書も少なくなかったこともまた事実である<sup>191</sup>。しかし、それは中国の膨大な書籍の世界に比べると、あまりにも小さい<sup>192</sup>。先にも指摘した如く、重要な新刊史書が意外に遅れて入手される場合も少なくなかったばかりでなく、弁誣外交においても、明清史書に関する情報に疎かった面があったのも、中国の史書禁輸策がある程度の効果を発揮したことを示すと思われる。この観点から見ると、朝鮮後期の士大夫らが朱子の正統を固守する一方で、治国の模範として宋にこだわったことも<sup>193</sup>、また明・清史書への接近が容易くなかったことと関連づけて解釈できる可能性も排除しえないだろう。それはともかく、朝鮮の弁誣外交が硬直した朱子学的名分と形式主義にこだわった「浪費」の側面が強かったとすれば、朝鮮が自分の政治的正統性を中国史書「曲筆」の弁誣で確保できると考えた発想自体を批判する前に、中国が朝鮮に経だけを開放し、史の開放を拒否した政策の成功を評価せざるを得ないだろう。それに朝鮮はより徹底した弁誣のために、中国の文字獄をも学んで、史書の私撰までも禁じ、経の不変の価値を守るために中国書籍の全面的輸入禁止すら強行したことがあったではない

<sup>190</sup> 奎章閣など古図書を所蔵している図書館の蔵書目録だけを見ても、その情況の片鱗に見当がつくが、『林下筆記』巻17、文獻指掌編7 「劉玄子說東國冊子」の「胡應麟甲乙剩言曰 劉玄子從朝鮮還言 彼中書集多中國所重者 且刻木精良 無一不倣……按玄子即劉黃裳字 萬曆壬辰 以兵部員外郎 拜贊畫主事 出來」は、中国人から見た朝鮮の活発な中国書籍の刊行を伝えている。

<sup>191</sup> 関斗基・呉金成・李成珪「朝鮮學人の中國史研究の整理および評價」(ソウル大東洋史學科、1980)は不十分な調査ながらも朝鮮学人たちの編纂した中国史書46種を報告している。

<sup>192</sup> 平素博覧を自負した沈鏗が中国の書目を得て、自分の見たことのある書をチェックする途中でやめ、「茫然 有望洋之歎 始知讀盡世間書難矣」と言ったとの述懐は、目録上ながらも中国書籍の膨大さを知った際の、自分の狭い世界に気付いた朝鮮学人の心情を生き生きと伝える。『松泉筆譚』巻1参照。

<sup>193</sup> 拙稿「『宋史筌』の編纂背景とその特色—朝鮮學人の中國史書編纂に關する一研究」(『震檀學報』49、1980)、鄭玉子「江漢 黃景源の宋史認識」(『朝鮮後期知性史』 一志社、1991) 参照。

か？

史を無視したまま「理念の純性」を云々する雰囲気は遍満する今日の現実もまた、その遺毒から抜け出てはいないのではなかろうか？最後に、『史記』儒林列伝の次のような有名な文句を記憶していないはずのない朝鮮の君臣たちが<sup>194</sup>弁誣外交に苦しんだとき、どのような心境でこれを想起したかを想像してみよう。

黄 生：湯・武は天命を受けたのではなく、その君主を弑逆したのである。

轅固生：そうではない。桀・紂が悪逆無道であって、天下の心がみな湯・武に帰依し、湯・武は天下の心と共に桀・紂を誅滅したのである。桀・紂の百姓たちは誰かに命じられて湯・武に帰依したのでもなく、湯・武はやむを得ず立ったのである。これが天命を受けたのではなくていったい何であろう？

黄 生：冠はたとえ破れても必ず頭にいただくものであり、靴はたとえ新しくとも足に履くものである。なぜかという、上下の分があるからである。桀・紂はたとえ道を失っていても君上であり、湯・武はたとえ聖人であっても臣下にすぎない。凡そ君主が品行を失ったとき、臣下が正言してその過ちを匡正し、天子として奉ずることができないとしても、逆にその過ちにつけこんで誅滅し、代りに君主の位についたのが弑逆でなければ何であろう？

轅固生：必ずそのようにいふべきことならば、高皇帝が秦に代わって天子の位についたのも間違いというのであろうか？

ここで景帝が乗り出した。

：肉は食べても馬の肝を食べないからといって味がわからないとは言えない。学問を論ずる者が湯・武の受命

---

<sup>194</sup>朝鮮学人らの広範囲な『史記』愛読に関しては、拙稿「朝鮮後期 士大夫の『史記』理解」（『叢檀學報』74、1992）を参照。

を論じないからといって愚かだとはいえないだろう。  
論争が止んだ。その後、学者たちは受命と放殺を敢えて明らかにしようとはしなかった。

(ソウル大学校人文大学教授)

([訳者] 朴 永哲：群山大学校人文大学教授)

【附記】

原載：『五松李公範教授停年退任記念東洋史論叢』1993年（原文ハングル）。翻訳にあたっては清水亮君の協力をえた。ここに記して感謝する。